

3.2. 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

御前崎市、掛川市及び袋井市における平成26年～平成30年の住民基本台帳に基づく人口及び世帯数を表3.2.1-1に示す。人口は3市で減少傾向にあり、世帯数は3市で増加傾向にある。

表 3.2.1-1 人口（住民基本台帳人口）及び世帯数の推移

市名	年	人口(人)			世帯数(世帯)
		総数	男	女	
御前崎市	平成26年	33,173	16,814	16,359	11,453
	平成27年	32,764	16,632	16,132	11,488
	平成28年	32,516	16,531	15,985	11,589
	平成29年	32,209	16,390	15,819	11,632
	平成30年	31,719	16,092	15,627	11,639
掛川市	平成26年	114,392	57,208	57,184	40,465
	平成27年	114,084	57,126	56,958	41,092
	平成28年	114,073	57,168	56,905	41,605
	平成29年	113,871	57,120	56,751	42,184
	平成30年	113,632	57,038	56,594	42,742
袋井市	平成26年	84,154	42,439	41,715	30,734
	平成27年	84,150	42,511	41,639	31,131
	平成28年	83,986	42,445	41,541	31,474
	平成29年	84,005	42,441	41,564	31,784
	平成30年	83,978	42,500	41,478	32,142

注)平成26年～平成27年4月までの集計日は各月末日現在である。

また、平成27年5月より集計日が各月1日現在となっている。

資料：「住民基本台帳月報」（平成26年～平成30年、静岡県）

(2) 産業の状況

(a) 産業構造及び産業配置

御前崎市、掛川市及び袋井市における産業別就業者数を表 3.2.1-2 に示す。3 市とも「製造業」の就業人口比率が最も高い。

表 3.2.1-2 産業別就業者数(平成 28 年)

部門	大分類	御前崎市		掛川市		袋井市	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
第 1 次産業	農業、林業、漁業	1,564	9.1	4,220	7.2	1,924	4.5
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	28	0.2	9	0.0	5	0.0
	建設業	1,816	10.6	3,959	6.7	2,706	6.3
	製造業	5,136	29.9	20,316	34.5	15,416	36.1
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	533	3.1	394	0.7	124	0.3
	情報通信業	67	0.4	397	0.7	287	0.7
	運輸業、郵便業	768	4.5	3,339	5.7	3,234	7.6
	卸売業、小売業	1,986	11.6	7,357	12.5	5,622	13.2
	金融業、保険業	177	1.0	991	1.7	667	1.6
	不動産業、物品賃貸業	127	0.7	582	1.0	430	1.0
	学術研究、専門・技術サービス業	392	2.3	1,185	2.0	830	1.9
	宿泊業、飲食サービス業	925	5.4	2,818	4.8	1,908	4.5
	生活関連サービス業、娯楽業	662	3.9	1,866	3.2	1,487	3.5
	教育、学習支援業	438	2.6	2,327	4.0	1,609	3.8
	医療、福祉	1,420	8.3	5,491	9.3	3,924	9.2
	複合サービス事業	192	1.1	706	1.2	399	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	935	5.4	2,883	4.9	2,133	5.0	
総数		17,166	100.0	58,840	100.0	42,705	100.0

注)統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

資料：「静岡県統計年鑑 2016(平成 28 年)」(平成 30 年、静岡県)

(b) 生産品目、生産量及び生産額

ア. 農業

御前崎市、掛川市及び袋井市における平成 28 年の農業産出額を表 3.2.1-3 に示す。3 市とも「野菜」の産出額が最も多い。

表 3.2.1-3 農業産出額（平成 28 年）

(単位：1,000 万円)

種別		御前崎市	掛川市	袋井市
耕種	米	35	177	165
	麦類	0	1	3
	雑穀	-	-	0
	豆類	0	1	3
	いも類	25	38	8
	野菜	366	463	372
	果実	5	21	18
	花き	23	90	18
	工芸農産物	59	235	83
	その他作物	3	11	10
畜産	肉用牛	76	69	24
	乳用牛	4	90	48
	生乳	×	82	26
	豚	31	11	60
	鶏	0	151	3
	鶏卵	×	141	×
	ブロイラー	-	×	-
	その他畜産物	47	2	13
加工農産物	29	121	44	
合計	703	1,704	878	

注 1) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「×」は非公表のものを示す。

注 2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

資料：「平成 28 年 市町村別生産農業産出額（推計）」（平成 30 年 3 月、農林水産省）

イ. 林業

御前崎市、掛川市及び袋井市における平成 27 年の所有形態別林野面積を表 3.2.1-4 に示す。御前崎市では民有林のみが存在し、掛川市及び袋井市では民有林の面積が国有林の面積を上回っている。

表 3.2.1-4 所有形態別林野面積（平成 27 年）

(単位：ha)

区分		御前崎市	掛川市	袋井市
合計		1,639	11,277	2,230
国有	小計	-	444	381
	林野庁	-	444	381
	林野庁以外の官庁	-	-	-
民有	小計	1,639	10,833	1,849
	独立行政法人等	-	-	-
	公有	229	735	195
	私有	1,410	10,098	1,654

注) 「-」は事実のないものを示す。

資料：「2015 年農林業センサス」（平成 28 年、農林水産省）

ウ. 水産業

御前崎市、掛川市及び袋井市における平成 28～29 年の漁業種類別漁獲量を表 3.2.1-5 に示す。
御前崎市では「船びき網」による漁獲量が最も多い。

表 3.2.1-5 漁業種類別漁獲量（平成 28～29 年）

(単位:t)

				御前崎市	掛川市	袋井市
底びき網	遠洋底びき網			-	-	-
	以西底びき網			-	-	-
	沖合底 びき網	1 そうびき		-	-	-
		2 そうびき		-	-	-
	小型底びき網			1	0	-
船びき網				847	-	-
まき網	大 中 型 まき網	1 そう まき	遠洋かつお・まぐろ	-	-	-
			近海かつお・まぐろ	-	-	-
			その他	-	-	-
		2 そうまき網	-	-	-	
	中小型まき網			-	-	-
刺網	さけ・ます流し網			-	-	-
	かじき等流し網			-	-	-
	その他の刺網			31	-	-
敷網	さんま棒受網			-	-	-
定置網	大型定置網			-	-	-
	さけ定置網			-	-	-
	小型定置網			-	-	-
その他の網漁業				0	0	-
はえ縄	ま ぐ ろ はえ縄	遠洋まぐろはえ縄		-	-	-
		近海まぐろはえ縄		-	-	-
		沿岸まぐろはえ縄		-	-	-
	その他のはえ縄			×	0	-
はえ縄 以外の釣	か つ お 一本釣	遠洋かつお一本釣		×	-	-
		近海かつお一本釣		-	-	-
		沿岸かつお一本釣		-	-	-
	いか釣	遠洋いか釣		-	-	-
		近海いか釣		-	-	-
		沿岸いか釣		0	-	-
	ひき縄釣			12	-	-
	その他の釣			181	0	-
採貝・採藻				1	-	-
その他の漁業				6	-	-
漁獲量計				1,079	1	-

注 1) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「×」は非公開のものを示す。

注 2) 統計数値については表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

資料：「平成 28～29 年 関東農林水産統計年報」（平成 30 年、農林水産省）

エ. 商業

御前崎市、掛川市及び袋井市における平成 26 年の商業の状況を表 3.2.1-6 に示す。「平成 26 年商業統計調査(確報)」(平成 27 年、経済産業省)によると、静岡県全体の平成 26 年の年間商品販売額は約 9 兆 4,518 億円となっており、県全体に対する年間商品販売額の比率は、御前崎市では約 0.4%、掛川市では約 2.0%、袋井市では約 2.6%となっている。

表 3.2.1-6 商業の状況(平成 26 年)

種別	御前崎市	掛川市	袋井市	合計	静岡県
事業所数	273	1,006	625	1,904	35,498
従業者数(人)	1,636	6,629	4,945	13,210	246,117
年間商品販売額(百万円)	34,695	184,733	244,259	463,687	9,451,754

資料:「平成 26 年商業統計調査(確報)」(平成 27 年、経済産業省)

オ. 工業

御前崎市、掛川市及び袋井市における平成 28 年の製造品出荷額を表 3.2.1-7 に示す。静岡県全体の平成 28 年の製造品出荷額は約 16 兆 1,322 億円となっており、県全体に対する年間製造品出荷額の比率は、御前崎市では約 0.8%、掛川市では約 6.3%、袋井市では約 3.6%となっている。

表 3.2.1-7 工業の状況(平成 28 年)

種別	御前崎市	掛川市	袋井市	合計	静岡県
事業所数	117	349	229	695	9,299
従業者数(人)	4,098	20,966	13,486	38,550	398,450
年間製造品出荷額(万円)	12,927,527	102,003,677	57,678,353	172,609,557	1,613,217,845

資料:「平成 29 年工業統計調査(確報)調査結果」(平成 30 年、経済産業省)

3.2.2 土地利用の状況

御前崎市、掛川市及び袋井市における平成 28 年の地目別の土地面積を表 3.2.2-1 に示す。

また、事業実施想定区域及びその周囲における土地利用の状況を図 3.2.2-1、土地利用基本計画図を図 3.2.2-2(1)～(4)に示す。

平成 28 年の総面積は、御前崎市では 49.7km²、掛川市では 146.6km²、袋井市では 71.8km²である。御前崎市及び掛川市では「山林」、袋井市では「田」の面積が最も大きい。

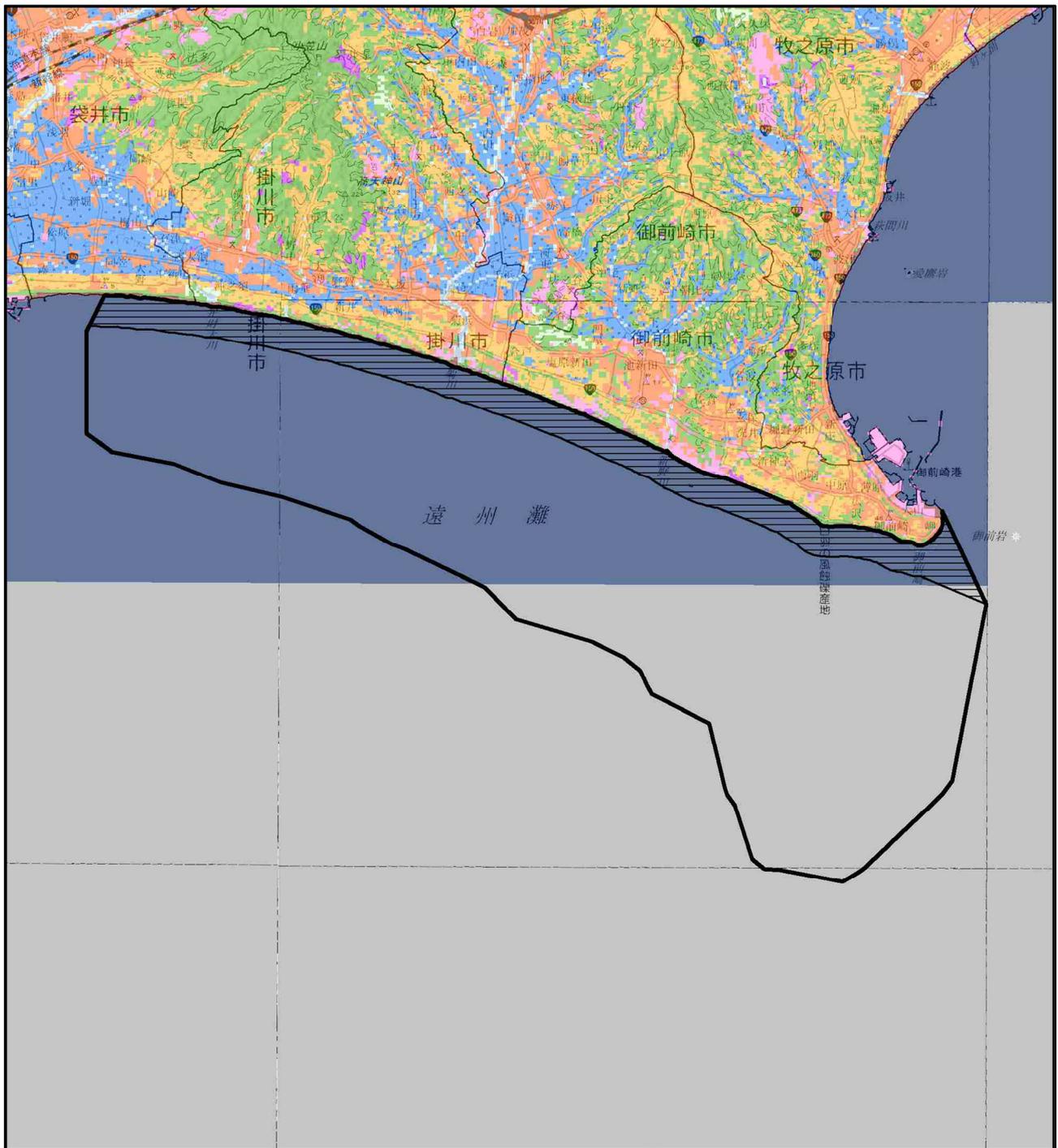
表 3.2.2-1 地目別土地面積(平成 28 年)

(単位: km²)

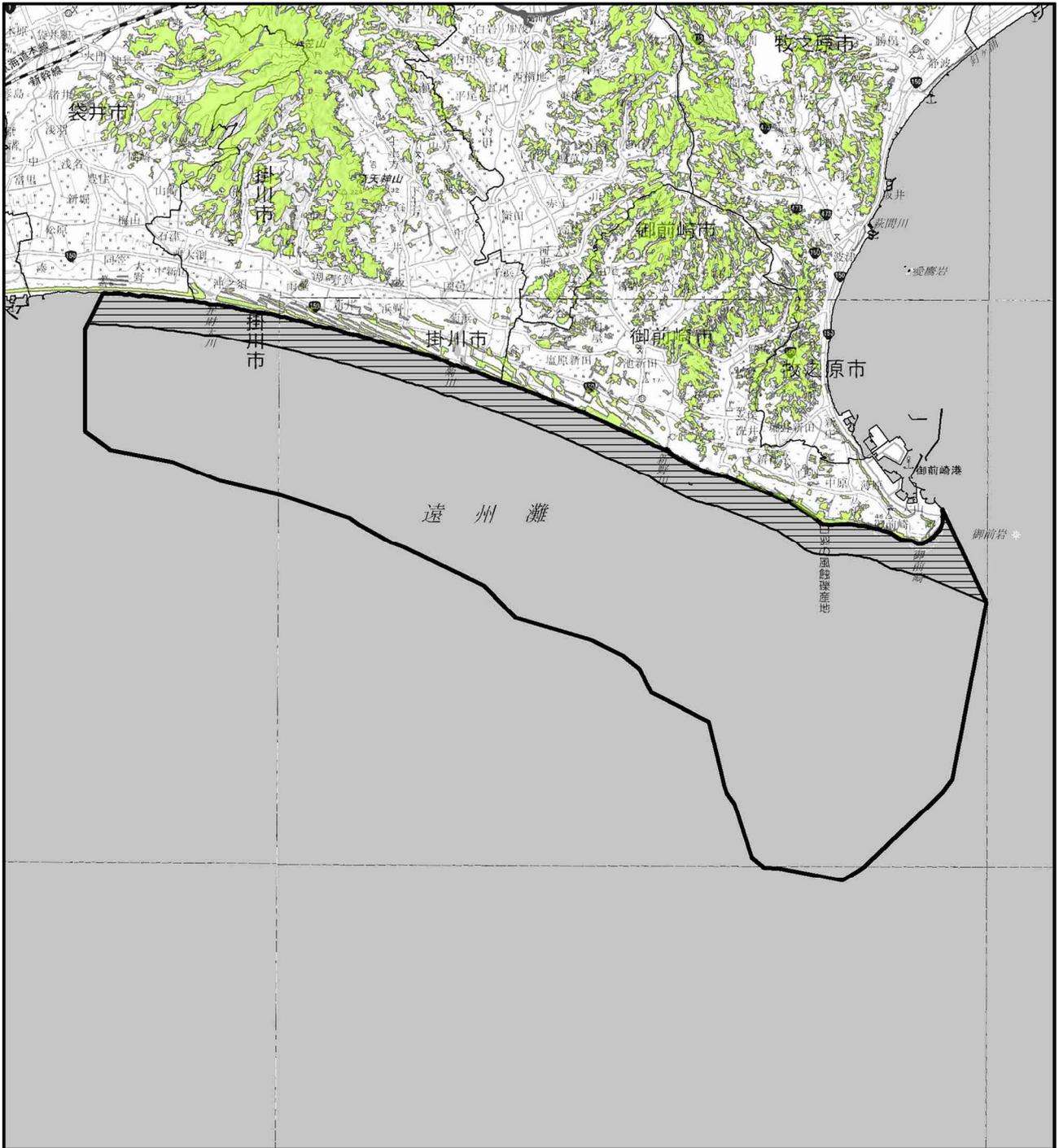
種別	御前崎市	掛川市	袋井市
田	5.1	24.6	24.2
畑	14.9	37.2	13.2
宅地	8.6	24.8	18.2
池沼	0.0	0.1	0.0
山林	15.6	45.0	12.2
原野	2.1	9.2	0.7
その他	3.4	5.7	3.3
合計	49.7	146.6	71.8

注) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

資料:「静岡県統計年鑑 2016(平成 28 年)」(平成 30 年、静岡県)



凡例 事業実施想定区域 風車設置範囲外 土地利用種 田 その他の農用地 森林 荒地 建物用地		道路 鉄道 その他の用地 河川地及び湖沼 海浜 海水域 ゴルフ場	0 4 8 km 1:200,000 図 3.2.2-1 土地利用の状況
資料：「国土数値情報（平成 26 年度、土地利用）」 （平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）			



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 森林地域

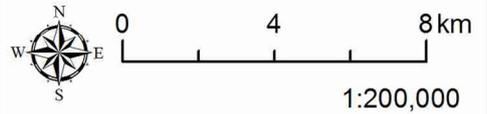
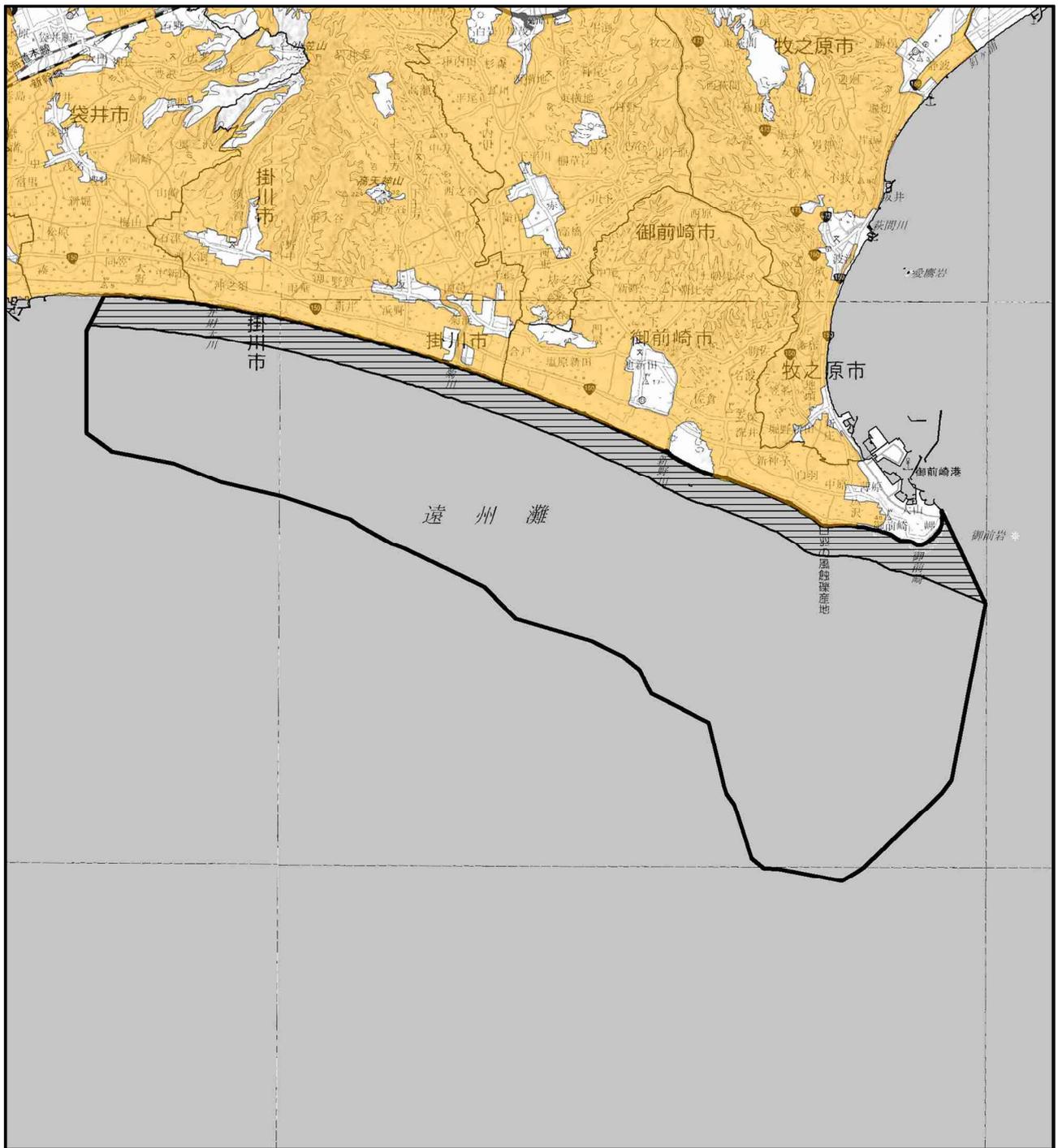


図 3.2.2-2(1)
土地利用基本計画図（森林地域）

資料：「国土数値情報（平成 27 年度、森林地域）」
（平成 31 年度 1 月時点、国土交通省 HP）



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 農業地域

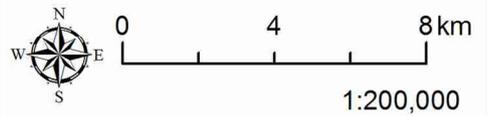
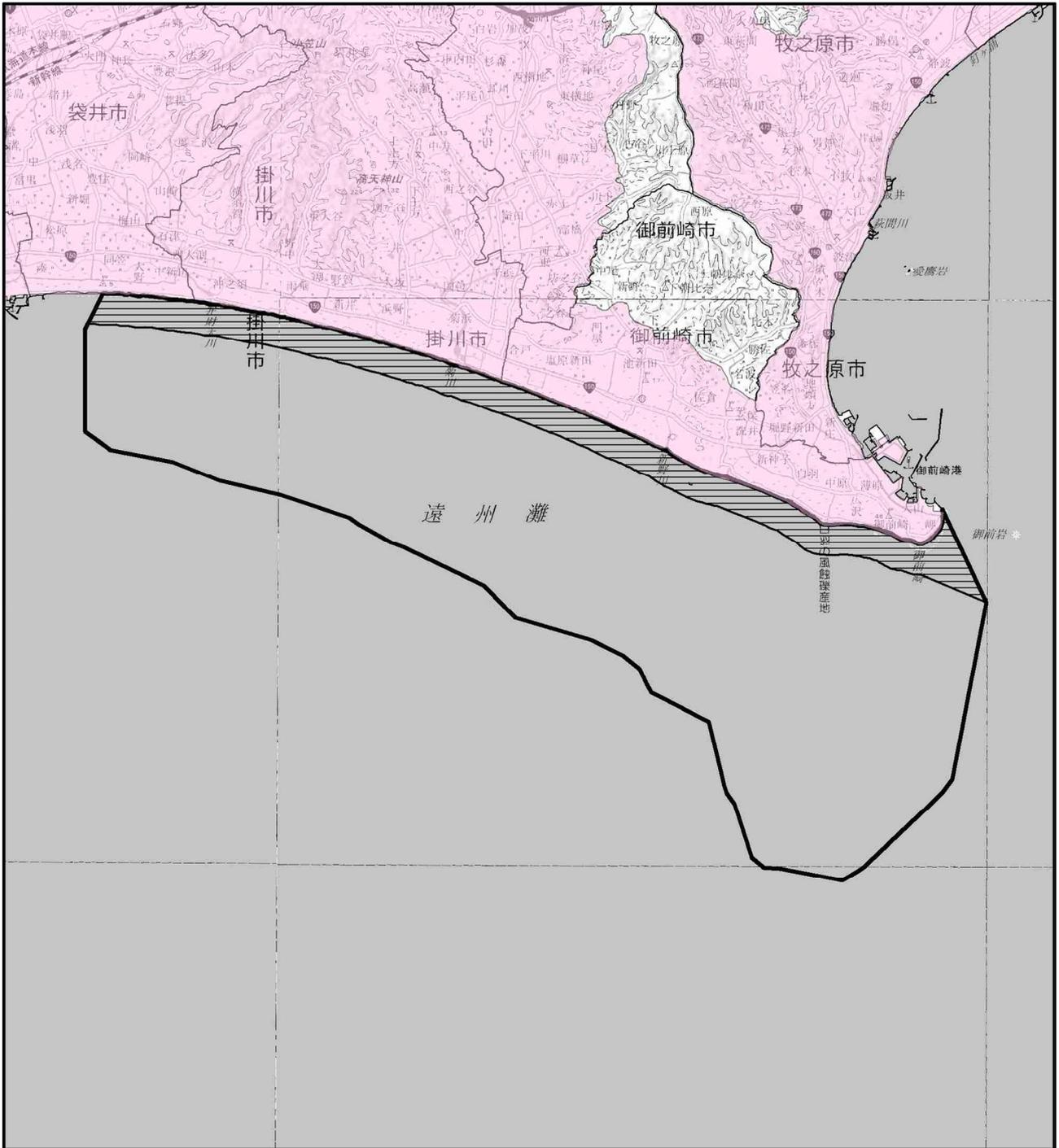


図 3.2.2-2(2)
土地利用基本計画図 (農業地域)

資料：「国土数値情報 (平成 27 年度、農業地域)」
(平成 31 年度 1 月時点、国土交通省 HP)



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 都市地域

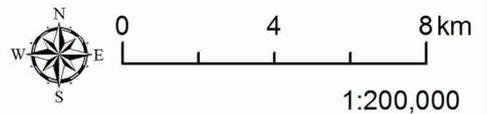
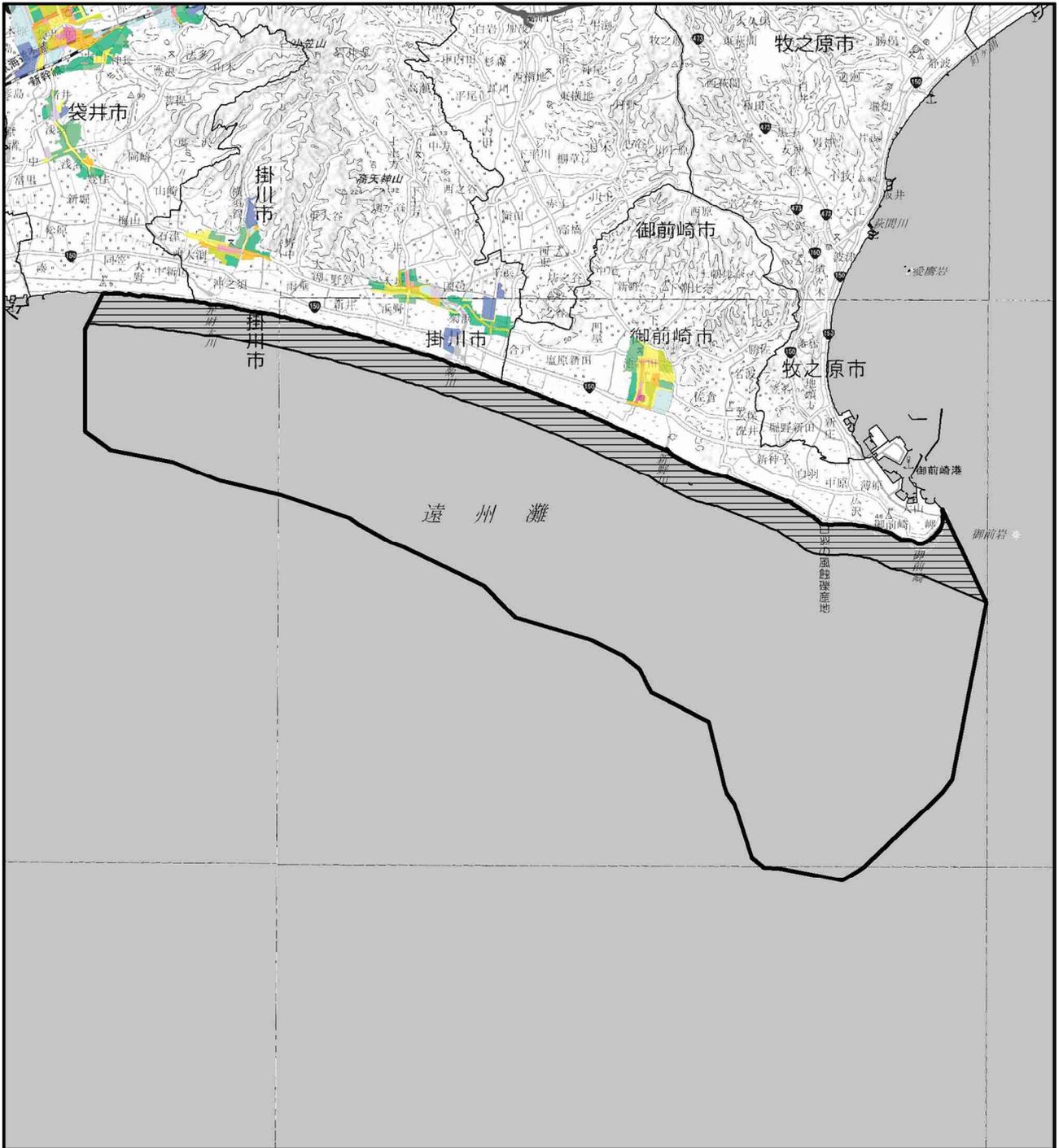


図 3.2.2-2 (3)
土地利用基本計画図 (都市地域)

資料：「国土数値情報 (平成 23 年度、都市地域)」
(平成 31 年度 1 月時点、国土交通省 HP)



凡例

- | | |
|--------------|---------|
| 事業実施想定区域 | 第二種住居地域 |
| 風車設置範囲外 | 準住居地域 |
| 用途地域 | |
| 第一種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 商業地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 準工業地域 |
| 第一種住居地域 | 工業地域 |
| | 工業専用地域 |

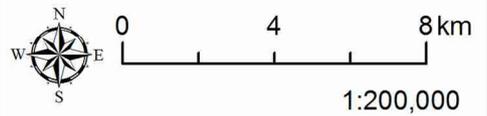


図 3.2.2-2(4)
土地利用基本計画図（用途地域）

資料：「国土数値情報（平成 23 年度、用途地域）」
（平成 31 年度 1 月時点、国土交通省 HP）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における内水面の漁業権設定状況を表 3.2.3-1 及び図 3.2.3-1 に示す。

表 3.2.3-1 漁業権の設定状況（内水面）

漁業種類	漁協名	河川	漁業の名称
第5種共同漁業権	原野谷川、非出資漁業協同組合	原野谷川、倉真川、逆川	アユ、アマゴ、ニジマス

資料：「川釣りのルールブック」（平成31年1月時点、静岡県内水面漁業協同組合連合会 HP）

(2) 海域の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における港湾及び漁港の状況を表 3.2.3-2 及び図 3.2.3-2 に、海域の漁業権の設定状況を表 3.2.3-3 及び図 3.2.3-3 に示す。主な港湾として御前崎港湾、漁港として福田漁港、地頭方漁港などがある。なお、複数の漁業協同組合が事業実施想定区域近傍の海域を利用している。

表 3.2.3-2 港湾及び漁港の状況

No.	種別	港湾及び漁港名
1	重要港湾	御前崎
2	地方港湾	相良
3		榛原
4	第1種漁港	地頭方
5	第4種漁港	福田

注) 重要港湾：国際戦略港湾、国際拠点港湾以外の海上輸送網の拠点となる港湾

地方港湾：国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾

第1種漁港：その利用が地元の漁業を主とするもの

第4種漁港：離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

資料：「静岡県内漁港一覧」（平成31年1月時点、静岡県 HP）

「静岡県の港湾一覧」（平成31年1月時点、静岡県 HP）

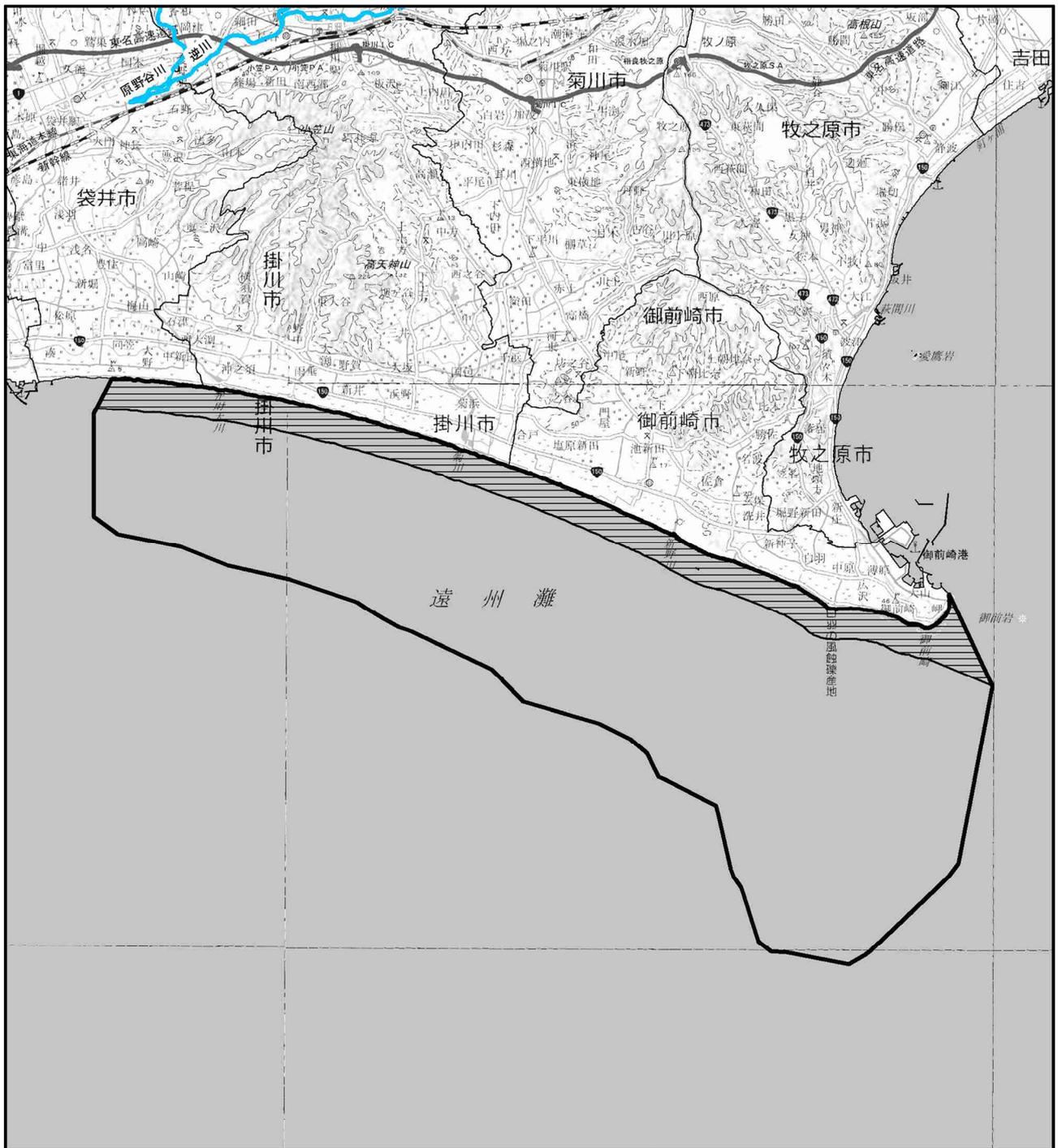
表 3.2.3-3 漁業権の設定状況（海域）

No.	免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁業種類	漁業の名称（漁業権対象種）
1	共第18号	南駿河湾漁協	榛原郡吉田町 牧之原市 御前崎市地先	第一種共同漁業権	貝類漁業6件（きさご、あわび等）、藻類漁業4件（かじめ・あらめ、はばのり等）、その他漁業5件（あかむし、いせえび等）
				第二種共同漁業権	磯魚刺網漁業
				第三種共同漁業権	あじ・さば地びき網漁業、つきいそ漁業
2	共第19号	南駿河湾漁協	牧之原市沖合	第一種共同漁業権	貝類漁業3件（あわび、とこぶし、さざえ）、藻類漁業1件（かじめ）、その他漁業3件（たこ、なまこ、いせえび）
				第二種共同漁業権	磯魚刺網漁業
3	特区第35号	吉田町漁協	榛原郡吉田町住吉 牧之原市細江地先	第1種区画漁業	わかめ、こんぶ
4	特区第36号	相良漁協	牧之原市片浜地先	第1種区画漁業	わかめ
5	特区第37号	相良漁協	牧之原市片浜 大浜地先	第1種区画漁業	わかめ
6	特区第38号	相良漁協	牧之原市相良 須々木地先	第1種区画漁業	わかめ
7	特区第39号	地頭方漁協	牧之原市地頭方地先	第1種区画漁業	わかめ

注) 表中 No.3~7 の漁業権者については、平成25年時点である。

資料：「CeisNet(シーズネット）」（平成31年1月時点、海上保安庁 HP）

「海面における遊漁のルールについて」（平成31年1月時点、静岡県 HP）



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 第五種共同漁業権

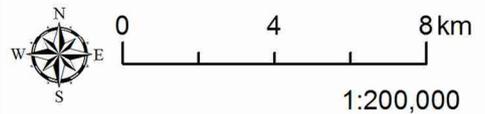
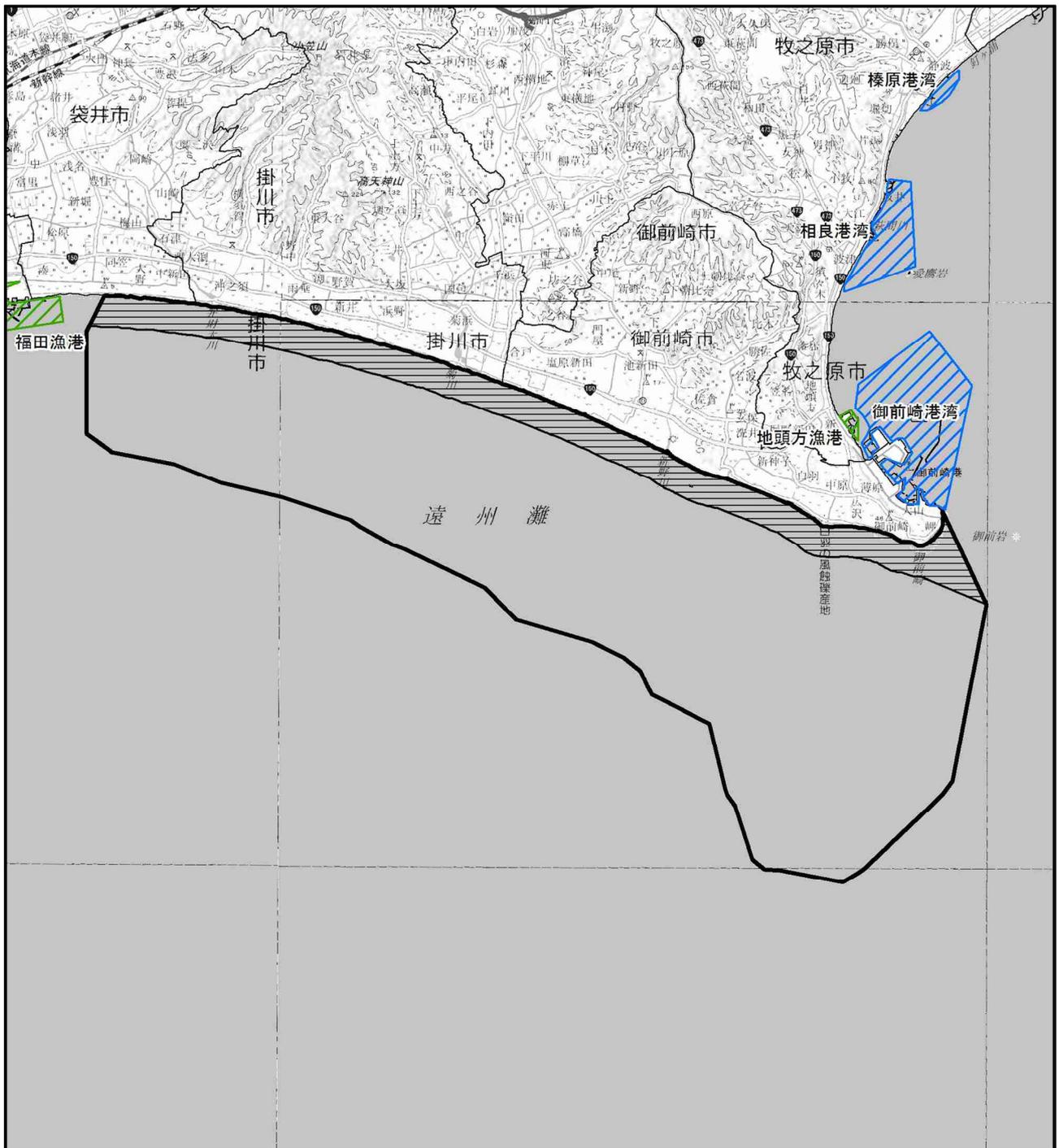


図 3.2.3-1 内水面漁業権の設定状況

資料：「川釣りのルールブック」
(平成 31 年 1 月時点、静岡県内水面漁業協同組合連合会 HP)



凡例

-  事業実施想定区域
-  風車設置範囲外
-  港湾
-  漁港

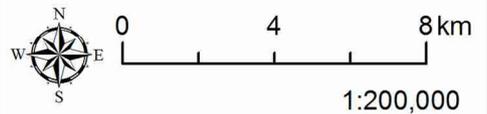
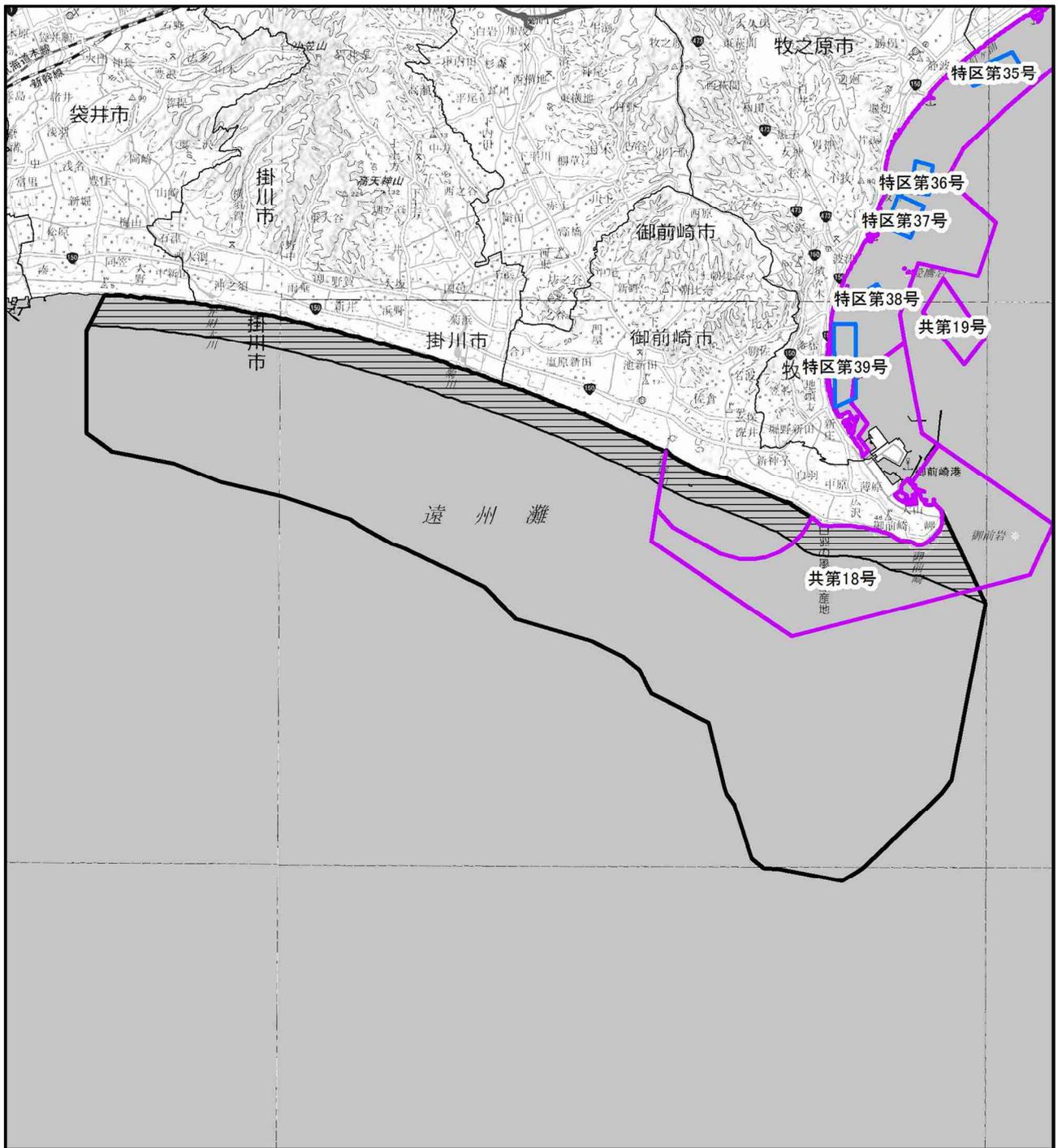


図 3.2.3-2 港湾・漁港の状況

資料：「海洋台帳」（平成 31 年 1 月時点、海上保安庁 HP）



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 区画漁業権
- 共同漁業権

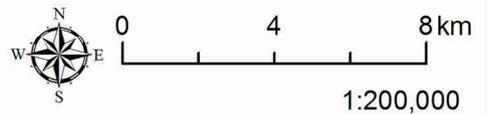


図 3.2.3-3
漁業権の設定状況（海域）

資料：「CeisNet（シーズネット）」
(平成 31 年 1 月時点、海上保安庁 HP)

(3) 地下水の利用状況

御前崎市、掛川市及び袋井市における平成 28 年度の地下水の利用状況を表 3.2.3-4 に示す。掛川市及び袋井市では、上水道として地下水を利用している。また、掛川市では、簡易水道に表流水を利用している。

表 3.2.3-4 地下水の利用状況（平成 28 年度）

事業主体名	上水道							
	計画 1 日最大取水量(m ³ /日)							
	表流水			地下水		その他 (湧水等)	浄水受水	合計
自流	ダム直接	ダム放流	浅井戸	深井戸				
御前崎市	-	-	-	-	-	-	18,600	18,600
掛川市	-	-	-	5,620	4,610	-	48,100	58,330
袋井市	-	-	-	1,330	8,750	-	38,500	48,580

簡易水道

市名	事業主体名	計画 1 日最大取水量(m ³ /日)
		表流水
掛川市	松葉	41
	泉	34
	萩間	47
	居尻	70
	大和田	178

資料：「静岡県の水道の現況」（平成 30 年 2 月、静岡県）

(4) 湧水などの利用状況

御前崎市、掛川市及び袋井市における代表的な湧水を表 3.2.3-5 に示す。掛川市に 4 地点、御前崎市に 2 地点存在する。

表 3.2.3-5 代表的な湧水

No.	名称	所在地	概要
1	高天神の湧水	掛川市下土方	-
2	清水邸庭園の湧水	掛川市西大淵	江戸時代に廻船問屋として栄えた清水家の庭園。園内東側にある石垣あたりから湧き出している。
3	山中の名水	掛川市山中	地元の清掃作業中に見つけられた比較的新しい泉。水量が安定している。
4	炭焼の清水	掛川市炭焼	キャンプ場へとつづく林道脇の斜面から湧き出している。水量が豊富。
5	庚申堂	御前崎市白羽	三方を海に囲まれた岬にあり、地元では 100 日間日照りが続いても枯れたことがないと言われている。
6	桜ヶ池	御前崎市佐倉	三方を原生林に囲まれた池。遠州の七不思議のひとつで、奇祭「お櫃納め」が行われる。

資料：「湧水保全ポータルサイト」（平成 31 年 1 月時点、環境省 HP）

3.2.4 交通の状況

(1) 道路

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況を表 3.2.4-1 及び図 3.2.4-1、主要な交通量の状況を表 3.2.4-2(1)～(3)に示す。

表 3.2.4-1 主要な道路

No.	分類	名称	
1	高速自動車国道	東名高速道路	
2	一般国道	一般国道 150 号	
3		一般国道 473 号	
4	一般県道	浜松御前崎自転車道線	
5		掛川袋井線	
6		掛川大東大須賀線	
7		菊川榛原線	
8		御前崎堀野新田線	
9		佐倉御前崎港線	
10		小笠掛川線	
11		榛原金谷線	
12		西同笠浅羽線	
13		川上菊川線	
14		相良浜岡線	
15		袋井小笠線	
16		袋井停車場線	
17		大須賀掛川停車場線	
18		大東菊川線	
19		大東相良線	
20		中方千浜線	
21		中野諸井線	
22		薄原地頭方線	
23		磐田掛川線	
24		磐田袋井線	
25		浜岡菊川線	
26		主要地方道	掛川大東線
27			掛川浜岡線
28			吉田大東線
29	焼津榛原線		
30	相良大須賀線		
31	袋井大須賀線		

注 1) 表中の番号は図 3.2.4-1 に一致する。

表 3.2.4-2(1) 主要な交通量の状況 (平成 27 年度)

番号	区単調 間位査	道路種別	路線名	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量(単位:台)	
						12時間	24時間
580		高速自動車 国道	東名高速道路	一般国道 473 号	牧之原市・菊川市境	30,596	47,536
				牧之原市・菊川市境	吉田大東線	30,596	47,536
600				吉田大東線	菊川市・掛川市境	30,153	26,530
				菊川市・掛川市境	掛川大東線	30,153	26,530
620				掛川大東線	掛川市・袋井市境	29,934	26,107
				掛川市・袋井市境	浜北袋井線	29,934	26,107
640				浜北袋井線	袋井市・磐田市境	30,928	47,276
				一般国道 473 号	島田市・掛川市境	19,137	42,268
1220							
10180	高規格幹線 道路		一般国道 1 号 (袋井 BP)	日坂沢田線	小笠山運動公園線	38,776	39,916
10181				小笠山運動公園線	掛川袋井線	38,776	39,916
	10190			掛川袋井線	掛川市・袋井市境	39,815	40,995
掛川市・袋井市境				掛川袋井線	39,815	40,995	
10190				掛川袋井線	磐田袋井線	39,815	40,995
				磐田袋井線	袋井春野線	32,254	32,509
10190				袋井春野線	浜北袋井線	32,254	32,509
11140			一般国道 150 号	島田吉田線	住吉金谷線	12,052	14,188
				住吉金谷線	吉田町・牧之原市境	12,052	14,188
11150				吉田町・牧之原市境	細江金谷線	12,052	14,188
				細江金谷線	焼津榛原線	12,052	14,188
11160				焼津榛原線	一般国道 150 号	12,052	14,188
				一般国道 150 号	榛原金谷線	12,052	14,188
11170				榛原金谷線	菊川榛原線	12,052	14,188
				菊川榛原線	相良大須賀線	14,890	17,593
11180				相良大須賀線	一般国道 473 号	10,018	10,849
				一般国道 473 号	相良浜岡線	10,018	10,849
11190				相良浜岡線	薄原地頭方線	10,018	10,849
				薄原地頭方線	一般国道 150 号	6,674	7,286
11200				一般国道 150 号	大東相良線	9,047	9,717
				大東相良線	牧之原市・御前崎市境	12,514	14,166
11210				牧之原市・御前崎市境	御前崎堀野新田線	12,514	14,166
				御前崎堀野新田線	佐倉御前崎港線	12,514	14,166
11220				佐倉御前崎港線	掛川浜岡線	12,514	14,166
				掛川浜岡線	御前崎市・掛川市境	9,566	10,157
11230				御前崎市・掛川市境	大東菊川線	9,566	10,157
				大東菊川線	掛川大東線	10,192	10,576
11300				掛川大東線	袋井大須賀線	10,399	10,229
				袋井大須賀線	掛川市・袋井市境	10,835	11,044
11310				掛川市・袋井市境	西同笠浅羽線	10,835	11,044
				西同笠浅羽線	袋井市・磐田市境	10,835	11,044
11310				袋井市・磐田市境	豊浜磐田線	10,835	11,044
				豊浜磐田線	磐田福田線	10,835	11,044
11310				一般国道 473 号	相良浜岡線	8,684	9,391
				(資料上、未記載)	焼津榛原線	6,856	7,458
11310				相良浜岡線	一般国道 150 号	6,856	7,458
				焼津榛原線	吉田町・牧之原市境	6,856	7,458
11310				吉田町・牧之原市境	一般国道 150 号	6,856	7,458
				(資料上、未記載)	焼津榛原線	6,856	7,458
11310				相良浜岡線	一般国道 150 号	6,856	7,458
				焼津榛原線	吉田町・牧之原市境	6,856	7,458
11310				吉田町・牧之原市境	一般国道 150 号	6,856	7,458

表 3.2.4-2(2) 主要な交通量の状況 (平成 27 年度)

番号	区間	単位	調査	道路種別	路線名	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量(単位:台)		
								12時間	24時間	
11880	高規格幹線道路				一般国道 473 号	島田市・菊川市境	吉田大東線	6,721	7,872	
						吉田大東線	一般国道 473 号	6,721	7,872	
						一般国道 473 号	牧之原市・菊川市境	6,721	7,872	
						牧之原市・菊川市境	菊川榛原線	6,721	7,872	
						菊川榛原線	浜岡菊川線	6,721	7,872	
						浜岡菊川線	一般国道 473 号	6,721	7,872	
						11890	一般国道 473 号	一般国道 473 号	6,575	7,449
						11900	一般国道 473 号	菊川榛原線	5,218	6,084
						11910	菊川榛原線	一般国道 473 号	1,254	1,508
						11930	牧之原市道	一般国道 150 号	5,344	5,601
						11940	一般国道 150 号	一般国道 473 号	4,977	5,764
						11950	一般国道 473 号	相良大須賀線	3,613	4,020
							相良大須賀線	相良大須賀線	3,613	4,020
							相良大須賀線	一般国道 150 号	3,613	4,020
						11960	一般国道 473 号	一般国道 473 号	4,837	4,896
							一般国道 473 号	一般国道 473 号	4,837	4,896
						11970	一般国道 473 号	東名高速道路	8,301	9,254
						11980	一般国道 473 号	牧之原市道	2,095	2,457
						11990	牧之原市道	一般国道 473 号	6,224	7,967
12001	東名高速道路	一般国道 473 号	7,894	8,621						
12010	一般国道 473 号	(資料上、未記載)	7,918	8,555						
40730	都市高速道路			掛川浜岡線	掛川停車場線	掛川大東線	3,642	4,373		
40740					掛川大東線	掛川市・菊川市境	7,381	8,624		
40750					菊川停車場伊達方線	吉田大東線	10,348	12,051		
					吉田大東線	吉田大東線	10,348	12,051		
40770					相良大須賀線	相良大須賀線	7,283	8,616		
					相良大須賀線	袋井小笠線	7,283	8,616		
40780					袋井小笠線	大東菊川線	9,400	10,740		
					大東菊川線	菊川市・御前崎市境	9,400	10,740		
					菊川市・御前崎市境	掛川浜岡線	9,400	10,740		
40790					掛川浜岡線	大東相良線	9,400	10,740		
40800					大東相良線	一般国道 150 号	6,052	7,194		
40810					吉田大東線	吉田大東線	8,106	10,457		
					吉田大東線	掛川浜岡線	12,366	14,843		
					掛川浜岡線	掛川浜岡線	12,366	14,843		
					掛川浜岡線	小笠掛川線	12,366	14,843		
40820					小笠掛川線	相良大須賀線	12,366	14,843		
					相良大須賀線	掛川浜岡線	-	-		
40820					掛川浜岡線	(資料上、未記載)	-	-		
40830					掛川浜岡線	掛川浜岡線	掛川浜岡線	8,385	10,817	
						掛川浜岡線	相良大須賀線	8,385	10,817	
						掛川浜岡線	相良浜岡線	8,385	10,817	
40840					掛川大東線	掛川浜岡線	東名高速道路	12,503	15,153	
						東名高速道路	小笠掛川線	12,503	15,153	
40850					掛川大東線	小笠掛川線	掛川大東大須賀線	11,174	12,687	
						掛川大東大須賀線	吉田大東線	11,174	12,687	
40860					掛川大東線	袋井小笠線	6,619	7,358		
40861					袋井小笠線	相良大須賀線	6,619	7,358		
40862					相良大須賀線	相良大須賀線	6,619	7,358		
40863					相良大須賀線	一般国道 150 号	6,619	7,358		

表 3.2.4-2(3) 主要な交通量の状況 (平成 27 年度)

番号	区単調 間位査	道路種別	路線名	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量(単位:台)		
						12時間	24時間	
40870		都市高速 道路	掛川川根線	日坂沢田線	一般国道1号 (掛川BP)	8,424	10,220	
				一般国道1号 (掛川BP)	方の橋菌ヶ谷線	8,424	10,220	
40910			掛川天竜線	一般国道1号 (掛川BP)	掛川山梨線	11,452	13,702	
40980			袋井大須賀線	磐田袋井線	掛川袋井線	11,372	13,911	
				掛川袋井線	中野諸井線	11,372	13,911	
				中野諸井線	磐田掛川線	11,372	13,911	
				磐田掛川線	西同笠浅羽線	11,372	13,911	
40990				西同笠浅羽線	袋井市・掛川市境	5,661	6,388	
				袋井市・掛川市境	相良大須賀線	5,661	6,388	
				相良大須賀線	一般国道150号	5,661	6,388	
41110			袋井春野線	掛川袋井線	一般国道1号 (袋井BP)	10,018	11,725	
41220			浜北袋井線	磐田山梨線	東名高速道路	6,358	7,295	
41230				東名高速道路	一般国道1号 (袋井BP)	16,077	18,749	
				一般国道1号 (袋井BP)	掛川袋井線	16,077	18,749	
41270			藤枝天竜線	大河内森線	袋井春野線	178	203	
41280				袋井春野線	水窪森線	325	380	
41310			相良大須賀線	一般国道150号	一般国道473号	136	155	
41320					一般国道473号	牧之原市・御前崎市境	129	147
					牧之原市・御前崎市境	浜岡菊川線	129	147
					掛川浜岡線	中方千浜線	933	1,120
41330					浜岡菊川線	御前崎市・菊川市境	1,227	1,403
					御前崎市・菊川市境	大東菊川線	1,227	1,403
41340					大東菊川線	大東菊川線	3,125	3,568
					大東菊川線	掛川浜岡線	3,125	3,568
					掛川浜岡線	掛川浜岡線	3,125	3,568
41360					中方千浜線	中方千浜線	2,430	2,766
					中方千浜線	菊川市・掛川市境	2,430	2,766
41360					掛川市道	掛川大東線	2,430	2,766
41370					掛川市道	袋井小笠線	9,468	11,198
					袋井小笠線	掛川市道	9,468	11,198
			掛川大東線		掛川大東大須賀線	9,468	11,198	
			掛川大東大須賀線		大須賀掛川停車場線	9,468	11,198	
			大須賀掛川停車場線		袋井大須賀線	9,468	11,198	
41430			細江金谷線	一般国道150号	吉田大東線	3,686	4,022	
41440				吉田大東線	吉田大東線	5,829	6,184	
41450				吉田大東線	牧之原市道	3,306	3,381	
41460					牧之原市・島田市境	榛原金谷線	4,408	4,353
					榛原金谷線	一般国道473号	4,408	4,353

注1) 「-」はデータなし(推定不能)を示す。

資料:「平成27年度 道路交通センサス」(平成29年、国土交通省HP)

(2) 鉄 道

事業実施想定区域及びその周囲における鉄道の駅別乗車人員の状況を表 3.2.4-3、位置を図 3.2.4-1 に示す。掛川市及び袋井市には、東海旅客鉄道株式会社の東海道本線が存在する。

表 3.2.4-3 駅別乗車人員の状況（平成 28 年度）

会社名	路線名	駅名	乗車人員（人/日）
東海旅客鉄道株式会社	東海道本線	袋井	5,231
		愛野	2,820
		掛川	11,000
		菊川	4,225

資料：「鉄道運輸状況(JR)（平成 28 年度）」（平成 30 年、静岡県）

(3) 海上交通

事業実施想定区域及びその周囲における入港船舶及び海上出入貨物の状況を表 3.2.4-4 に示す。

また、事業実施想定区域及びその周囲において、定期航路が設定されており、定期航路の運航状況を表 3.2.4-5 に、船舶通航量の状況を図 3.2.4-2 に示す。沿岸部ではほとんど運航していないが、事業実施想定区域内では月に 300 隻程度（2014 年 12 月時点）の運航量がある。

表 3.2.4-4 入港船舶及び海上出入貨物の状況

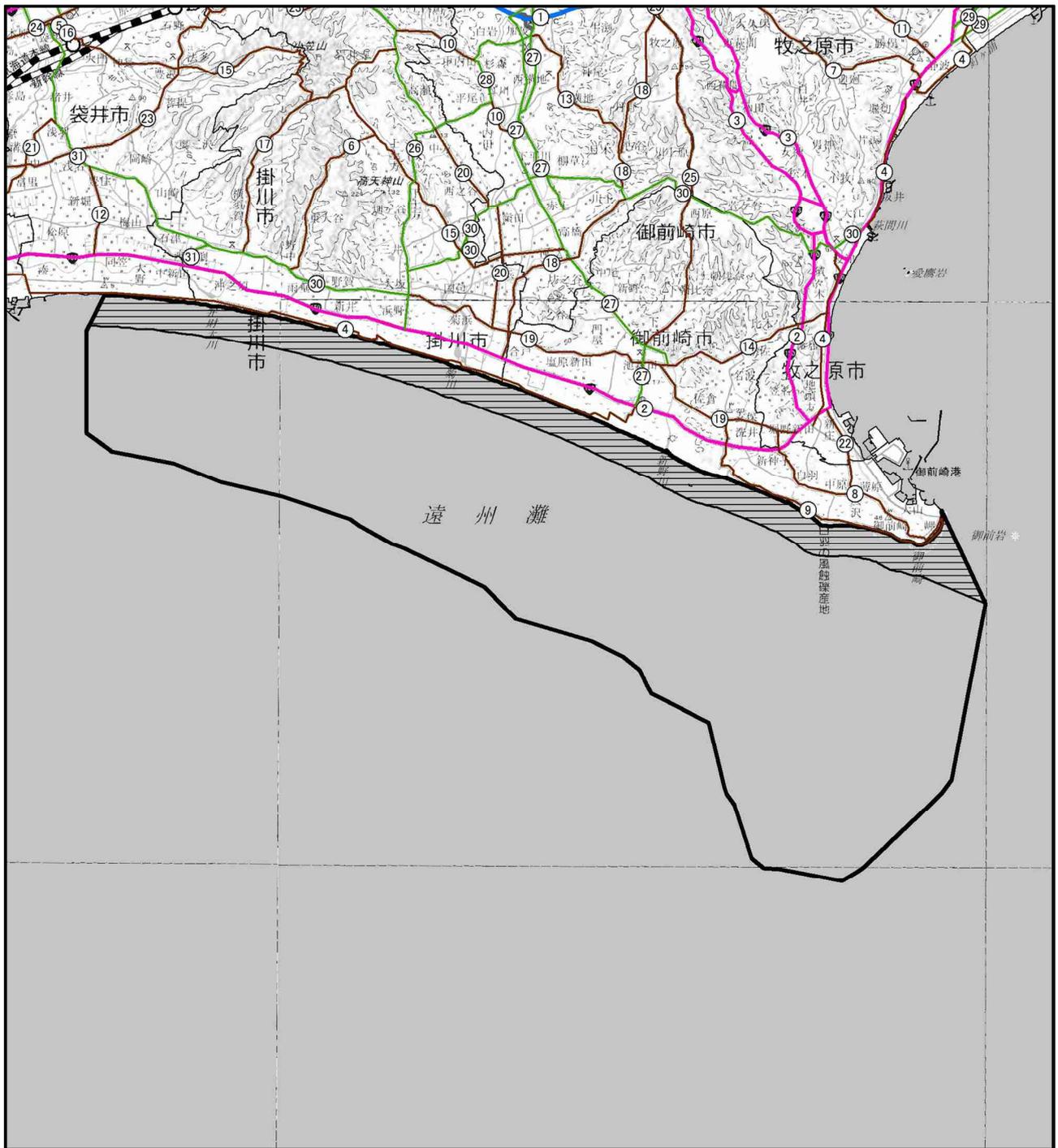
区分	入港船舶		海上貨物	
	隻数（隻）	総トン数（t）	輸移出量（t）	輸移入量（t）
御前崎港	4,413	7,983,981	2,571,993	774,470

資料：「平成 29 年統計資料」（平成 30 年、静岡県）

表 3.2.4-5 定期航路の運航状況

航路	航路名	船社	便数（曜日）	寄港地
外貨定期航路	「日本－ベトナム・マレーシア・シンガポール」フィーダー航路	MSC Japan	週 1 便（水）	御前崎→四日市→名古屋→ブントオ（ベトナム）→タンジュンペラパス（マレーシア）→シンガポール→レムチャバン（タイ）→ブントオ（ベトナム）→東京→横浜→御前崎
	「日本－韓国・中国・フィリピン」航路	SITC Japan	週 1 便（水）	御前崎→東京→横浜→釜山（韓国）→上海（中国）→寧波（中国）→マニラ（フィリピン）→スービック（フィリピン）→名古屋→四日市→豊橋→御前崎
	「日本－シンガポール・マレーシア」航路	CMA CGM Group/American President Lines	週 1 便（水）	御前崎→名古屋→神戸→シンガポール→ポートケラン（マレーシア）→横浜→東京→御前崎
内貨定期航路	関東～東海～九州航路（RORO 船）	商船三井フェリー（株）	週 4 便（火・木・金・日）	御前崎→苅田（北九州）→大分→東京（有明）→御前崎
	東海～関東航路	OOCL 日本支社	週 2 便（火・日）	移出：御前崎→四日市、御前崎→横浜 移入：横浜→御前崎、東京→御前崎

資料：「定期航路」（平成 31 年 1 月時点、静岡県 HP）



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 鉄道
- 駅
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道

注) 丸数字の番号は、表 3.2.4-1 のNo. に対応する。

資料：「国土数値情報（平成 29 年度、鉄道）」

（平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）

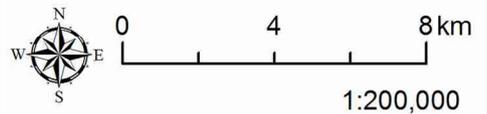
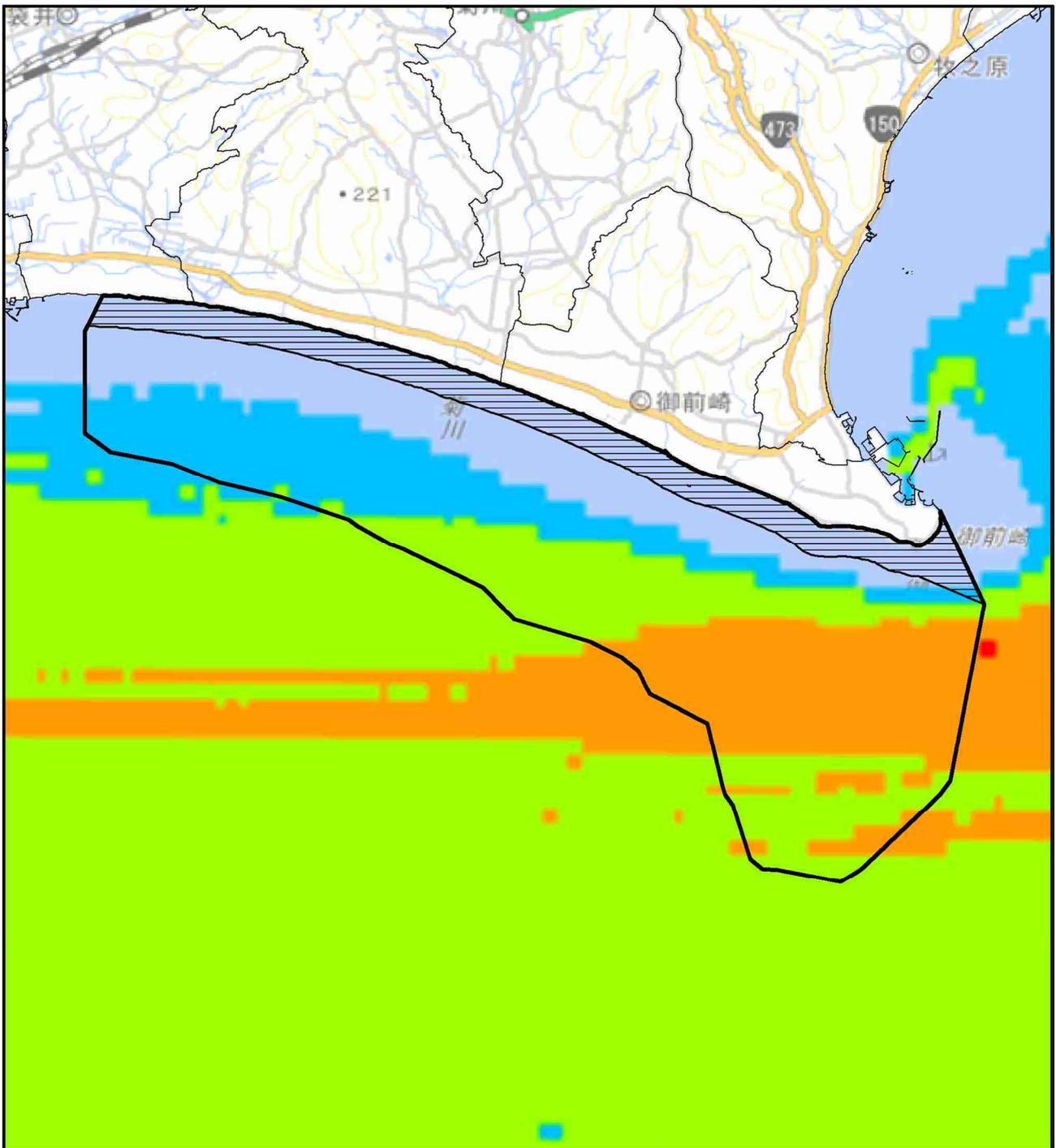


図 3.2.4-1 交通の状況

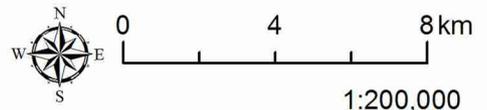


凡例

-  事業実施想定区域
-  風車設置範囲外

船舶通航量 (2014年12月)

-  301- (隻/月)
-  151-300 (隻/月)
-  31-150 (隻/月)
-  6-30 (隻/月)



1:200,000

図 3.2.4-2 船舶通航量の状況

資料：「NeoWins (洋上風況マップ)」(平成 31 年 1 月時点、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) HP)

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

事業実施想定区域及びその周囲における、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境配慮施設」とする）の一覧を表 3.2.5-1(1)～(10)に、分布状況を図 3.2.5-1(1)～(4)に示す。事業実施想定区域及びその周囲では、学校、保育所など 119 施設、図書館が 10 施設、福祉施設など 92 施設、医療施設など 138 施設、計 359 施設の環境配慮施設が存在している。

表 3.2.5-1(1) 環境配慮施設の一覧

【学校施設など】

No.	市	区分	名称	住所
f1	袋井市	幼稚園	袋井西幼稚園	袋井市川井 568-1
f2			袋井南幼稚園	袋井市愛野 3082-2
f3			田原幼稚園	袋井市新池 190-1
f4			高南幼稚園	袋井市小川町 19-1
f5			浅羽東幼稚園	袋井市浅羽 2617-1
f6			浅羽西幼稚園	袋井市長溝 873-1
f7			浅羽南幼稚園	袋井市松原 1793
f8			浅羽北幼稚園	袋井市浅名 41
f9			山名幼稚園	袋井市三門町 8-1
f10		こども園	浜松学院大学附属愛野こども園幼稚園部	袋井市愛野南 2-2-3
f11			笠原こども園	袋井市山崎 5093-13
f12		保育所	どんぐり保育園ベビー	袋井市高尾町 15-4
f13			MOE 保育園てんじん園	袋井市天神町 3-2-6
f14			袋井南保育所	袋井市高尾 676-2
f15			笠原保育所	袋井市岡崎 567-1
f16			明和第二保育園	袋井市川井 963-8
f17			たんぼぼ第二保育園	袋井市広岡 1115-10
f18			あさば保育園	袋井市松原 1803-3
f19			ルンビニ保育園	袋井市諸井 1056-2
f20			ルンビニ第二保育園	袋井市浅羽 1248
f21		小学校	袋井西小学校	袋井市川井 442
f22			袋井南小学校	袋井市高尾 740
f23			笠原小学校	袋井市山崎 4822
f24			高南小学校	袋井市上田町 306-2
f25			浅羽南小学校	袋井市西同笠 148
f26			浅羽北小学校	袋井市浅羽 1322
f27			浅羽東小学校	袋井市浅羽 2800
f28		中学校	袋井中学校	袋井市川井 701
f29			袋井南中学校	袋井市愛野 3110
f30			浅羽中学校	袋井市浅名 822
f31		高校	袋井高等学校	袋井市愛野 2446-1
f32		特別支援学校	袋井特別支援学校	袋井市高尾 2753-1
f33		大学	静岡理工大学	袋井市豊沢 2200-2

表 3.2.5-1(2) 環境配慮施設の一覧

【学校施設など】

No.	市	区分	名称	住所
a1	掛川市	幼稚園	土方幼稚園	掛川市上土方 320-1
a2			佐東幼稚園	掛川市小貫 77
a3			中幼稚園	掛川市中 3124
a4			大坂幼稚園	掛川市大坂 2805
a5			千浜幼稚園	掛川市千浜 5870
a6			睦浜幼稚園	掛川市三俣 239-1
a7			横須賀幼稚園	掛川市西大淵 1010
a8			大淵幼稚園	掛川市大淵 5935-6
a9		保育所	社会福祉法人大東福祉会城東保育園	掛川市下土方 1152-3
a10			社会福祉法人大東福祉会千浜保育園	掛川市千浜 4528-6
a11			社会福祉法人大東福祉会大坂保育園	掛川市大坂 2808-1
a12			社会福祉法人大須賀苑よこすか保育園	掛川市横須賀 1371-3
a13			社会福祉法人大須賀苑おおぶち保育園	掛川市大淵 4385-1
a14		小学校	上内田小学校	掛川市上内田 3325
a15			土方小学校	掛川市上土方 286-1
a16			佐東小学校	掛川市小貫 1474
a17			中小学校	掛川市中 3080
a18			横須賀小学校	掛川市横須賀 1110
a19			大淵小学校	掛川市大淵 5602
a20			大坂小学校	掛川市大坂 5667
a21		千浜小学校	掛川市千浜 5849	
a22		中学校	城東中学校	掛川市下土方 680
a23			大須賀中学校	掛川市横須賀 1007
a24			大浜中学校	掛川市大坂 1147
a25		高校	横須賀高等学校	掛川市横須賀 1491-1
a26		大学	東京女子医科大学	掛川市下土方 400-2
k1	菊川市	幼稚園	菊川市立小笠南幼稚園	菊川市高橋 3691
k2			菊川市立小笠東幼稚園	菊川市川上 1382-1
k3			菊川市立小笠北幼稚園	菊川市嶺田 85
k4		保育所	双葉保育園	菊川市本所 2227-1
k5			横地保育園	菊川市東横地 1729
k6			ひかり保育園	菊川市下平川 2115-2
k7			ひがし保育園	菊川市川上 1410-1
k8			みなみ保育園	菊川市高橋 2830
k9		こども園	菊川市立おおぞら認定こども園	菊川市下内田 832
k10		小学校	小笠東小学校	菊川市川上 1348-2
k11			小笠南小学校	菊川市高橋 3503
k12			小笠北小学校	菊川市嶺田 59
k13			六郷小学校	菊川市本所 2200
k14			内田小学校	菊川市下内田 1637
k15			横地小学校	菊川市東横地 1886
k16			加茂小学校	菊川市加茂 5114
k17		中学校	岳洋中学校	菊川市下平川 5430
k18			菊川西中学校	菊川市加茂 38
k19		高校	菊川南陵高等学校	菊川市河東 5442-5
k20			小笠高等学校	菊川市東横地 1222-3

表 3.2.5-1(3) 環境配慮施設の一覧

【学校施設など】

No.	市	区分	名称	住所
o1	御前崎市	幼稚園	御前崎幼稚園	御前崎市御前崎 78-27
o2			高松幼稚園	御前崎市門屋 2070-103
o3			池新田幼稚園	御前崎市池新田 5814-1
o4			白羽幼稚園	御前崎市白羽 3520-46
o5		保育所	浜岡保育園	御前崎市池新田 2331-6
o6			高松保育園	御前崎市門屋 2070-19
o7			白羽保育園	御前崎市白羽 3576-1
o8		こども園	認定こども園御前崎市立さくらこども園	御前崎市佐倉 888-1
o9			北こども園	御前崎市上朝比奈 2692-12
o10		小学校	御前崎小学校	御前崎市御前崎 3556
o11			白羽小学校	御前崎市白羽 3521-3
o12			第一小学校	御前崎市池新田 1520
o13			浜岡東小学校	御前崎市佐倉 1403-1
o14			浜岡北小学校	御前崎市下朝比奈 753
o15		中学校	浜岡中学校	御前崎市池新田 3923-1
o16		高校	池新田高等学校	御前崎市池新田 2907-1
o17		特別支援学校	掛川特別支援学校御前崎分校	御前崎市池新田 2907-1
m1	牧之原市	幼稚園	地頭方幼稚園	牧之原市地頭方 281
m2			学校法人青山学園 すずき幼稚園	牧之原市須々木 464-3
m3			学校法人昭英学園 榛原ふたば幼稚園	牧之原市静波 1698-68
m4			川崎幼稚園	牧之原市静波 1398-2
m5		保育所	静波保育園	牧之原市静波 991-5
m6			あおぞら保育園	牧之原市須々木 123-3
m7			菅山保育園	牧之原市菅ヶ谷 3621-1
m8			萩間保育園	牧之原市西萩間 889
m9			地頭方保育園	牧之原市地頭方 1-33
m10			社会福祉法人一羊会 相良保育園	牧之原市相良 262-20
m11		こども園	相良こども園	牧之原市相良 249-2
m12			認定こども園みのり	牧之原市細江 812-2
m13		小学校	相良小学校	牧之原市波津 1642
m14			菅山小学校	牧之原市西山寺 6-1
m15			地頭方小学校	牧之原市地頭方 981
m16			川崎小学校	牧之原市静波 1001-1
m17			萩間小学校	牧之原市黒子 75
m18			細江小学校	牧之原市細江 1260
m19			中学校	御前崎中学校
m20		榛原中学校		牧之原市仁田 100-1
m21		相良中学校		牧之原市相良 283
m22		高校	相良高等学校	牧之原市波津 1700-3
m23			榛原高等学校	牧之原市静波 850

資料：「国土数値情報（平成 25 年度、学校）」（平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）
「国土数値情報（平成 27 年度、福祉施設）」（平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）
「平成 30 年度静岡県学校名簿」（平成 30 年、静岡県教育委員会）
「静岡県内保育所一覧（政令市を除く）」（平成 30 年、静岡県）
「静岡県の大学/大学紹介」（平成 31 年 1 月時点、静岡県 HP）

表 3.2.5-1(4) 環境配慮施設の一覧

【図書館】

No.	市	名称	住所
f1	袋井市	袋井市立袋井図書館	袋井市高尾町 19-1
f2		袋井市立浅羽図書館	袋井市浅名 976-1
f3		静岡理工科大学附属図書館	袋井市豊沢 2200-2
a1	掛川市	掛川市立大須賀図書館	掛川市西大淵 63-2
a2		掛川市立大東図書館	掛川市大坂 7152
k1	菊川市	菊川市立小笠図書館	菊川市下平川 6225
o1	御前崎市	御前崎市立図書館	御前崎市池新田 5560
m1	牧之原市	公益財団法人培本塾附属図書館	牧之原市静波 108
m2		牧之原市立榛原図書館	牧之原市静波 447-1
m3		牧之原市立相良図書館	牧之原市相良 275

資料：「静岡県の図書館」（平成 31 年 1 月時点、静岡県立中央図書館 HP）

表 3.2.5-1(5) 環境配慮施設の一覧

【福祉施設など】

No.	市	名称	住所
f1	袋井市	サポートハウスこころ	袋井市湊 1340-1
f2		ツクイ袋井	袋井市堀越 1-3-19
f3		ユアサポートこころふくろい	袋井市豊沢 1289-4
f4		老人福祉センター白雲荘	袋井市豊沢 1065-5
f5		療養通所介護ぬくもり	袋井市方丈 3-2-3
f6		デイサービスおもいやり	袋井市中新田 341 ビューハイツ 1F
f7		はまかぜデイサービスセンター	袋井市大野 2730-4
f8		い〜な浅羽デイサービスセンター	袋井市浅名 733-7
f9		まなびや浅名	袋井市浅名 681-1
f10		紫雲の園	袋井市浅名 1577-1
f11		浅羽デイサービスセンター	袋井市浅羽 4140
f12		デイサービスまなまな	袋井市青木町 6-1
f13		ふくろいあんしん館	袋井市青木 6-1
f14		ニチケアセンター袋井	袋井市新屋 3-1-21
f15		ふくふく	袋井市諸井 1284-2
f16		まきばの家	袋井市山崎 5902-169
f17		ディアコニア、ディアコニア・デイサービス	袋井市山崎 5902-167
f18		ビスポーク袋井みかど	袋井市三門町 5-5
f19		プラチナ・デイサービスセンター袋井	袋井市高尾町 5-22
f20		ケアハウス紅紫萩	袋井市高尾 1468
f21		萩の花	袋井市高尾 1439-1
f22		笠原老人福祉センター	袋井市岡崎 2150-1
f23		デイサービスセンター愛野	袋井市愛野東 1-8-12

表 3.2.5-1(6) 環境配慮施設の一覧

【福祉施設など】

No.	市	名称	住所
a1	掛川市	かあさんの家デイサービス	掛川市大淵 6276-1
a2		おおすか苑	掛川市大淵 4895
a3		悠悠いきいき倶楽部ゆうプラン	掛川市大坂 539 大東ショッピングプラザ内
a4		小笠老人ホーム	掛川市大坂 4161
a5		J Aデイサービス大城	掛川市大坂 2528
a6		掛川市老人福祉センター「山王荘」	掛川市大坂 2443
a7		アグリ大東	掛川市川久保 1143-1
a8		アグリ大東結	掛川市川久保 1136-1
a9		デイサービスエコ心愛	掛川市西之谷 5
a10		掛川市大須賀老人福祉センター	掛川市西大淵 150
a11		ねねの里デイサービスセンター	掛川市上内田 875
a12		山崎デイサービスセンター	掛川市山崎 60-51
a13		東寿園	掛川市国安 2426
a14		くにやす苑、くにやすデイサービスセンター	掛川市国安 1717-1
a15		大東苑、大東デイサービスセンター	掛川市下土方 3584-1
a16		ウィル掛川	掛川市横須賀字三番町 1198-1
k1	菊川市	ニチイケアセンター菊川本所	菊川市本所 1725-2
k2		ふじデイサービス	菊川市東横地字新橋向 1938-1
k3		デイサービスセンターさくら	菊川市土橋 414-1
k4		松寿園	菊川市棚草 1261
k5		和松園	菊川市棚草 1258
k6		デイサービス斉藤	菊川市上平川 293
k7		ふるさとホーム菊川	菊川市上平川 139-3
k8		松秀園	菊川市高橋 2774-1
k9		通所介護松若	菊川市加茂 696
k10		茶話本舗静岡デイサービス菊川加茂の家	菊川市加茂 3092-1
k11		ツクイ菊川	菊川市加茂 184-1
k12		J Aデイサービス夢咲	菊川市下平川 6266
k13		デイサービスかなで	菊川市下内田 4044-1
k14		内田デイサービスセンター	菊川市下内田 2218-2
k15		和松会デイサービスセンター	菊川市猿渡 260-1
o1	御前崎市	ナーシングホーム静養館	御前崎市門屋 1739-1
o2		亀松亭	御前崎市白羽中西 7778-1
o3		通所介護ケアセンターお達者くらぶ	御前崎市白羽 5941-1
o4		しおさいの家	御前崎市池新田 7449-1
o5		はまひるがお	御前崎市池新田 460-1
o6		東海清風園	御前崎市池新田 4094
o7		池新田デイサービスセンター、東海清風園ひだまり支援センター	御前崎市池新田 4089
o8		市立御前崎総合病院併設助産施設	御前崎市池新田 2060
o9		御前崎市老人福祉センター	御前崎市池新田 1359-1
o10		こども発達センターみなみめばえ	御前崎市新野 1877-7
o11		桜ヶ池デイサービスセンター	御前崎市佐倉 4800-1
o12		灯光園デイサービスセンター	御前崎市御前崎 83-2
o13		灯光園、灯光園在宅介護支援センター	御前崎市御前崎 35-37
o14		ナーシングホーム静養館御前崎オーシャンビュー	御前崎市御前崎 32-20
o15		企業組合よりみち	御前崎市御前崎 2947-7
o16		佐倉デイサービスセンター	御前崎市宮内 70

表 3.2.5-1(7) 環境配慮施設の一覧

【福祉施設など】

No.	市	名称	住所
m1	牧之原市	海山荘、デイサービス海山荘	牧之原市片浜 1013-1
m2		生きがいデイあしたか	牧之原市福岡 12-1
m3		すいせんの郷	牧之原市波津 216-1
m4		相良デイサービスセンター	牧之原市波津 1147-7
m5		うたしあ、老人デイサービス事業うたしあ	牧之原市道場 43
m6		ハートフルホーム相良	牧之原市大沢 565-1
m7		さつきの郷、デイサービスセンターさつきの郷	牧之原市大沢 520-6
m8		ニチケアセンター相良	牧之原市大沢 4-1
m9		だんらんの家・相良	牧之原市大沢 37-1
m10		ケアハウスたきび塾	牧之原市大江 423
m11		デイサービスセンターうたり	牧之原市静波 991-1
m12		デイサービス清寿園	牧之原市静波 2262-65
m13		牧之原市老人福祉センター龍眼荘	牧之原市静波 172-1
m14		ナチュラルケア楽楽	牧之原市静波 1699-225
m15		デイサービスえん	牧之原市静波 1540-1
m16		デイサービスセンターしずなみ	牧之原市静波 1430-1
m17		相良清風園、はぎまデイサービスセンター	牧之原市西萩間 695-6
m18		ぬくもり	牧之原市西萩間 118-6
m19		だんらんの家菅山	牧之原市菅ヶ谷 3282-31
m20		相寿園	牧之原市菅ヶ谷 1042
m21		J Aハイナン地頭方デイサービスセンター	牧之原市新庄 296-4
m22		まるにデイサービス	牧之原市勝俣 1265-1

資料：「国土数値情報（平成 27 年度、福祉施設）」（平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）

「養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホームの一覧表」（平成 31 年 1 月時点、静岡県 HP）

表 3.2.5-1(8) 環境配慮施設の一覧

【医療機関など】

No.	市	名称	住所
f1	袋井市	小野クリニック	袋井市堀越 2-8-7
f2		宮嶋耳鼻咽喉科	袋井市堀越 2-8-5
f3		げんまクリニック	袋井市豊沢 1289-41
f4		ふくろいマタニティクリニック	袋井市方丈 6-10-27
f5		川島整形外科医院	袋井市方丈 4-3-14
f6		河野内科医院	袋井市方丈 3-7-9
f7		清水医院	袋井市袋井 306
f8		紫雲の園診療所	袋井市浅名 1577-1
f9		溝口ファミリークリニック	袋井市浅岡 45-1
f10		浅羽医院	袋井市浅羽 1767-1
f11		いちかわ医院	袋井市浅羽 1245-1
f12		犬塚皮膚科クリニック	袋井市浅羽 1626-4
f13		三木小児科医院	袋井市泉町 1-7-5
f14		永田内科・消化器科医院	袋井市川井 856-9
f15		徳永医院	袋井市西同笠 149-1
f16		新木耳鼻科	袋井市西田 25-1
f17		みつはし医院	袋井市西田 20-1
f18		ヤマハ発動機(株) 袋井南工場診療所	袋井市新池 700
f19		パナソニック(株) アプライアンス社ランドリー・クリーナー事業部静岡工場健康管理室	袋井市新池 1131
f20		栗田眼科医院	袋井市新屋 3-1-13
f21		岩本外科医院	袋井市諸井 1154-1
f22		こひつじ診療所	袋井市山崎 5902-185
f23		ディアコニア診療所	袋井市山崎 5902-167
f24		井原外科医院	袋井市三門町 9-19
f25		高尾メンタルクリニック	袋井市高尾町 5-22
f26		下出耳鼻咽喉科医院	袋井市高尾町 13-11
f27		白木内科循環器クリニック	袋井市高尾 259-2
f28		青葉こどもクリニック	袋井市高尾 1780
f29		よしむら整形外科	袋井市高尾 1769-1
f30		たなかクリニック	袋井市高尾 1766-1
f31		たまがきこころのクリニック	袋井市高尾 1763-2
f32		萩の花医務室	袋井市高尾 1439-1
f33		上杉内科クリニック	袋井市掛之上 19-2
f34		神谷医院	袋井市岡崎 2369-1
f35		ふくろい旭眼科クリニック	袋井市旭町 1-1-11
f36		NSKワーカー(株) 健康推進室	袋井市愛野 2345
f37		ポーラ化成工業(株) 袋井工場健康相談室	袋井市愛野 1234
a1	掛川市	長生堂眼科医院	掛川市和田 98-2
a2		溝口医院	掛川市中方 659
a3		トッパングループ(健保) 静岡診療所	掛川市中 6400
a4		木下クリニック	掛川市中 631
a5		(特養) おおすか苑診療所	掛川市大淵 4895
a6		森岡リハビリ整形外科	掛川市大淵 11642-1
a7		小笠老人ホーム診療所	掛川市大坂 4161
a8		菅沼医院	掛川市大坂 1426-2
a9		大貫診療所	掛川市大坂 1010
a10		笠原医院	掛川市千浜 5981-3
a11		スズキ(株) 大須賀工場医務室	掛川市西大淵 6333
a12		はやの小児科	掛川市上内田 1275-1
a13		鷺山医院	掛川市上土方嶺向 651

表 3.2.5-1(9) 環境配慮施設の一覧

【医療機関など】

No.		名称	住所	
a14	掛川市	金子医院	掛川市子隣字六ツ枝 171-1	
a15		矢崎部品(株)大浜工場診療所	掛川市国包 1360	
a16		(特養)くによす苑診療所	掛川市国安 1717-1	
a17		坂本整形外科	掛川市下俣 69-17	
a18		増山医院	掛川市下俣 1085	
a19		(特養)大東苑診療所	掛川市下土方 3584-1	
a20		佐藤医院	掛川市横須賀 1619	
a21		(医)光輪会永尾医院	掛川市横須賀 1488	
a22		鈴木耳鼻咽喉科医院	掛川市横須賀 1403-3	
a23		安達医院	掛川市横須賀 1348	
a24		安達眼科医院	掛川市横須賀 1348	
k1		菊川市	(株)ミクニ菊川診療所	菊川市半濟 2828
k2			北島クリニック	菊川市奈良野 39-6
k3			旭テック診療所	菊川市東横地 3311-1
k4	菊川市立総合病院		菊川市東横地 1632	
k5	笠井医院		菊川市朝日 4-1	
k6	身体障害者療護施設清松園医務室		菊川市棚草 1284	
k7	(特養)松寿園医務室		菊川市棚草 1261	
k8	軽費老人ホーム和松園医務室		菊川市棚草 1258	
k9	NOK(株)東海事業場診療所		菊川市赤土 2000	
k10	ケイクリニック		菊川市赤土 1355	
k11	あかっちクリニック		菊川市赤土 1055-1	
k12	松秀園診療所		菊川市高橋 2774-1	
k13	石崎耳鼻咽喉科		菊川市加茂 686-1	
k14	森クリニック		菊川市加茂 6196	
k15	田宮こどもクリニック		菊川市加茂 6192	
k16	菊川耳鼻咽喉科		菊川市加茂 5433	
k17	菊川眼科		菊川市加茂 5134	
k18	(医)晴和会菊川整形外科		菊川市加茂 5097	
k19	うちだ泌尿器科・内科クリニック		菊川市加茂 5095-1	
k20	杉原脳神経外科クリニック		菊川市加茂 4968	
k21	松下産婦人科医院		菊川市加茂 1990	
k22	岡本クリニック		菊川市加茂 1984-1	
k23	みやぎ整形外科・内科クリニック		菊川市下平川 1833-1	
k24	こばやし眼科		菊川市下平川 1793-1	
k25	篠原医院		菊川市下平川 1508	
k26	フガク工機(株)静岡工場診療所		菊川市下平川 1256-1	
o1	御前崎	座光寺医院	御前崎市白羽 5243-3	
o2		しろわクリニック	御前崎市白羽 3521-10	
o3		むぎ運動場前クリニック	御前崎市池新田 833-15	
o4		地域密着型(特養)はまひるがお医務室	御前崎市池新田 460-1	
o5		くわはた整形外科	御前崎市池新田 459-1	
o6		(福)賛育会東海清風園診療所	御前崎市池新田 4094	
o7		(福)賛育会東海診療所	御前崎市池新田 4090-1	
o8		阿部医院	御前崎市池新田 3543	
o9		阿部クリニック	御前崎市池新田 3543	
o10		あんぬ医院	御前崎市池新田 3287-3	
o11		丸尾内科医院	御前崎市池新田 3171-1	
o12		(一社)小笠医師会立笠南医療センター	御前崎市池新田 2970-1	

表 3.2.5-1(10) 環境配慮施設の一覧

【医療機関など】

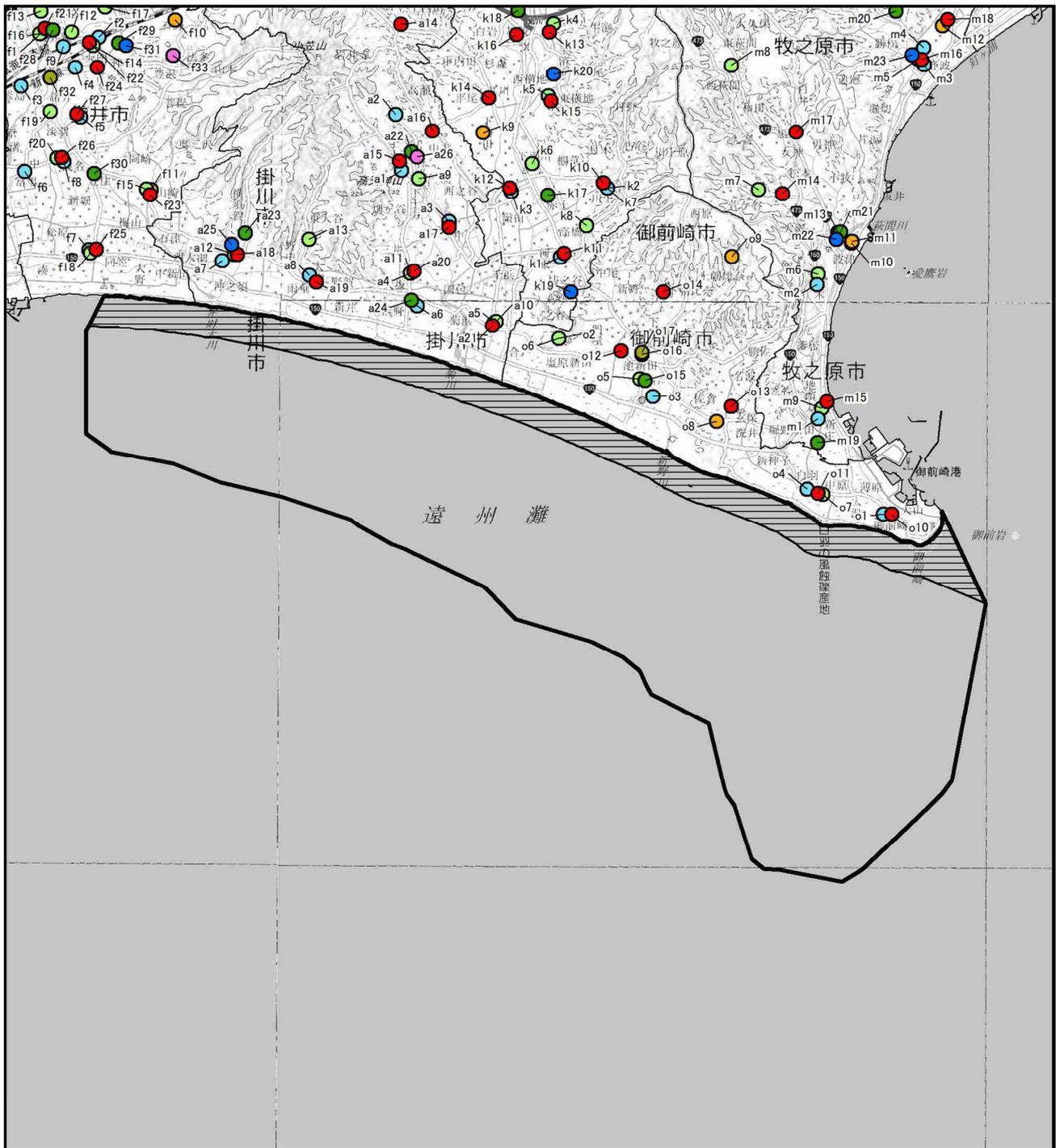
No.	市	名称	住所
o13	御前崎市	池新田クリニック	御前崎市池新田 2961-33
o14		市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060
o15		おまえざき痛みのクリニック	御前崎市池新田 2446-1
o16		中部電力(株) 浜岡診療所	御前崎市佐倉 5561
o17		小野澤医院	御前崎市佐倉 1238
o18		永尾内科・循環器科医院	御前崎市御前崎 54-9
o19		(特養) 灯光園診療所	御前崎市御前崎 35-37
o20		宮内診療所	御前崎市宮内 226-5
o21		外科胃腸科奥村医院	御前崎市塩原新田 596-1
m1		牧之原市	あかほりクリニック
m2	田形内科医院		牧之原市片浜 1084-2
m3	(特養) 海山荘医務室		牧之原市片浜 1013-1
m4	スズキ(株) 相良工場医務室		牧之原市白井 1111
m5	中村医院耳鼻咽喉科歯科		牧之原市波津 2-117
m6	渥美医院		牧之原市波津 1-41-1
m7	(特養) うたしあ医務室		牧之原市道場 43
m8	NOK(株) 静岡事業場診療所		牧之原市地頭方 590-1
m9	藤原整形外科		牧之原市地頭方 220-1
m10	酒井内科医院		牧之原市地頭方 1-153-2
m11	堀口外科医院		牧之原市大沢 617-1
m12	渡辺内科医院		牧之原市大沢 329-1
m13	サガラ眼科		牧之原市大沢 1-29
m14	廣瀬医院		牧之原市相良 174-1
m15	小田医院		牧之原市相良 165
m16	高木内科医院		牧之原市静波 900
m17	佐故医院		牧之原市静波 461-1
m18	石井内科皮膚科医院		牧之原市静波 248
m19	ねぎクリニック		牧之原市静波 2140-1
m20	榛原医師会健診センター		牧之原市静波 1699-15
m21	(特養) 相良清風園診療所		牧之原市西萩間 695-6
m22	(株) 小糸製作所相良工場診療所		牧之原市菅ヶ谷 933-1
m23	老人ホーム相寿園診療所		牧之原市菅ヶ谷 1042
m24	TDK(株) 静岡工場診療所		牧之原市女神 31-1
m25	藤本クリニック		牧之原市細江 4436-1
m26	メンタルクリニックゆうゆう		牧之原市細江 4261-1
m27	玉井整形外科医院		牧之原市細江 3206-1
m28	石井眼科医院		牧之原市細江 1507-5
m29	えんどうこどもクリニック		牧之原市細江 1495-2
m30	赤堀整形外科医院		牧之原市細江 1041-10

資料：「国土数値情報(平成26年度、医療機関)」(平成31年1月時点、国土交通省HP)

「地域から医療機関を探す」(平成31年1月時点、医療ネットしずおかHP)

(2) 住宅等の配置の概況

住宅等の配置の分布状況を図 3.2.5-2 に示す。事業実施想定区域内には住宅等は存在しない。



凡例

- | | |
|--|--|
|  事業実施想定区域 |  小学校 |
|  風車設置範囲外 |  中学校 |
|  幼稚園 |  高校 |
|  保育所 |  特別支援学校 |
|  こども園 |  大学 |

注) 図中の番号は、表 3.2.5-1(1)～(3)に対応する。

資料：「国土数値情報（平成25年度、学校）」

（平成31年1月時点、国土交通省 HP）

「国土数値情報（平成27年度、福祉施設）」

（平成31年1月時点、国土交通省 HP）

「平成30年度静岡県学校名簿」（平成30年、静岡県教育委員会）

「静岡県内保育所一覧（政令市を除く）」（平成30年、静岡県）

「静岡県の大学/大学紹介」（平成31年1月時点、静岡県 HP）

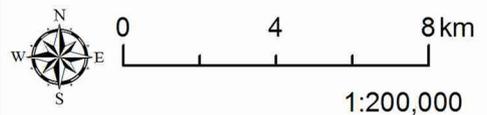
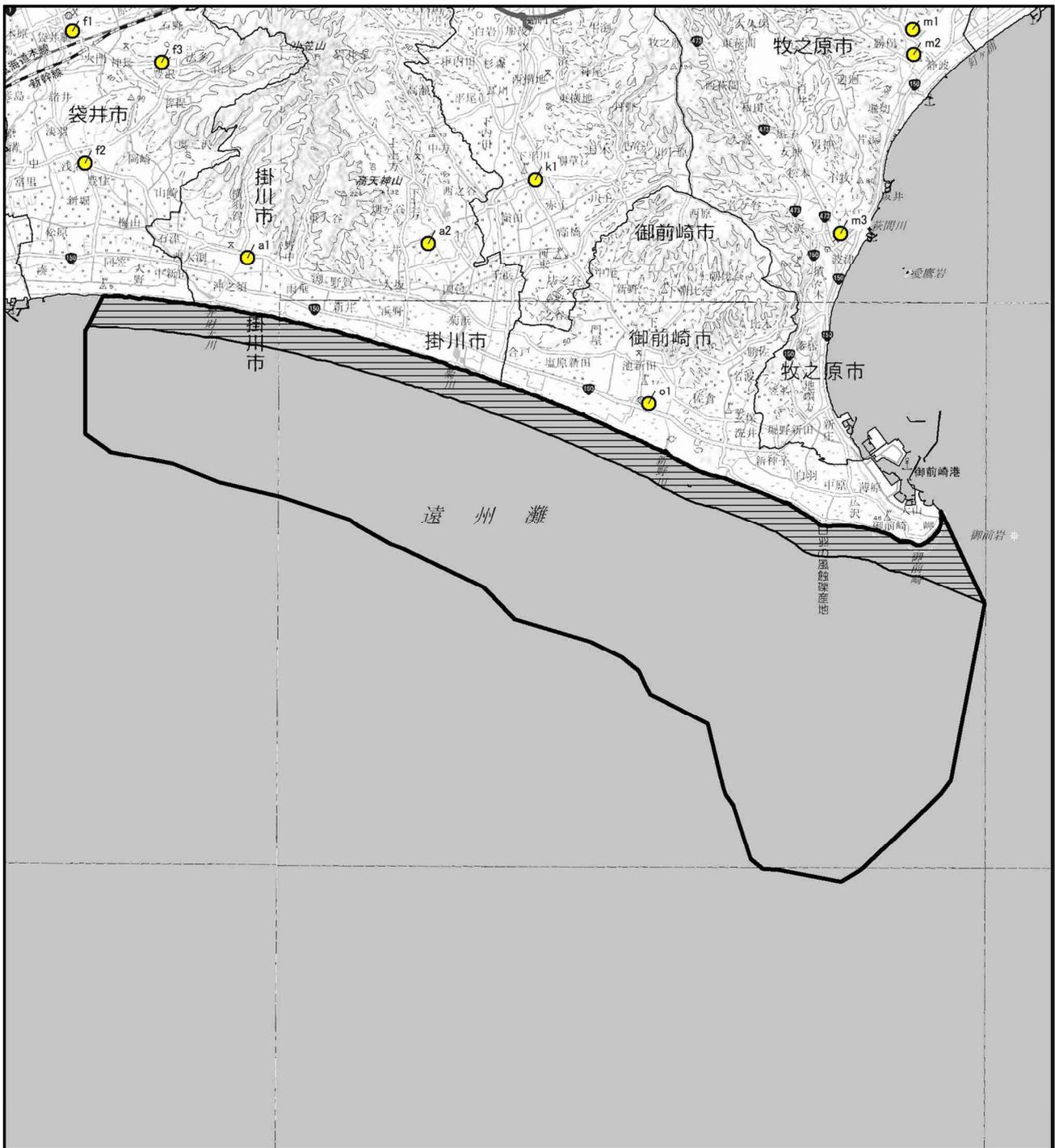


図 3.2.5-1(1)
環境配慮施設の分布状況
【学校施設など】



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 図書館

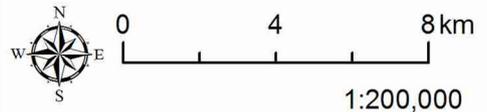
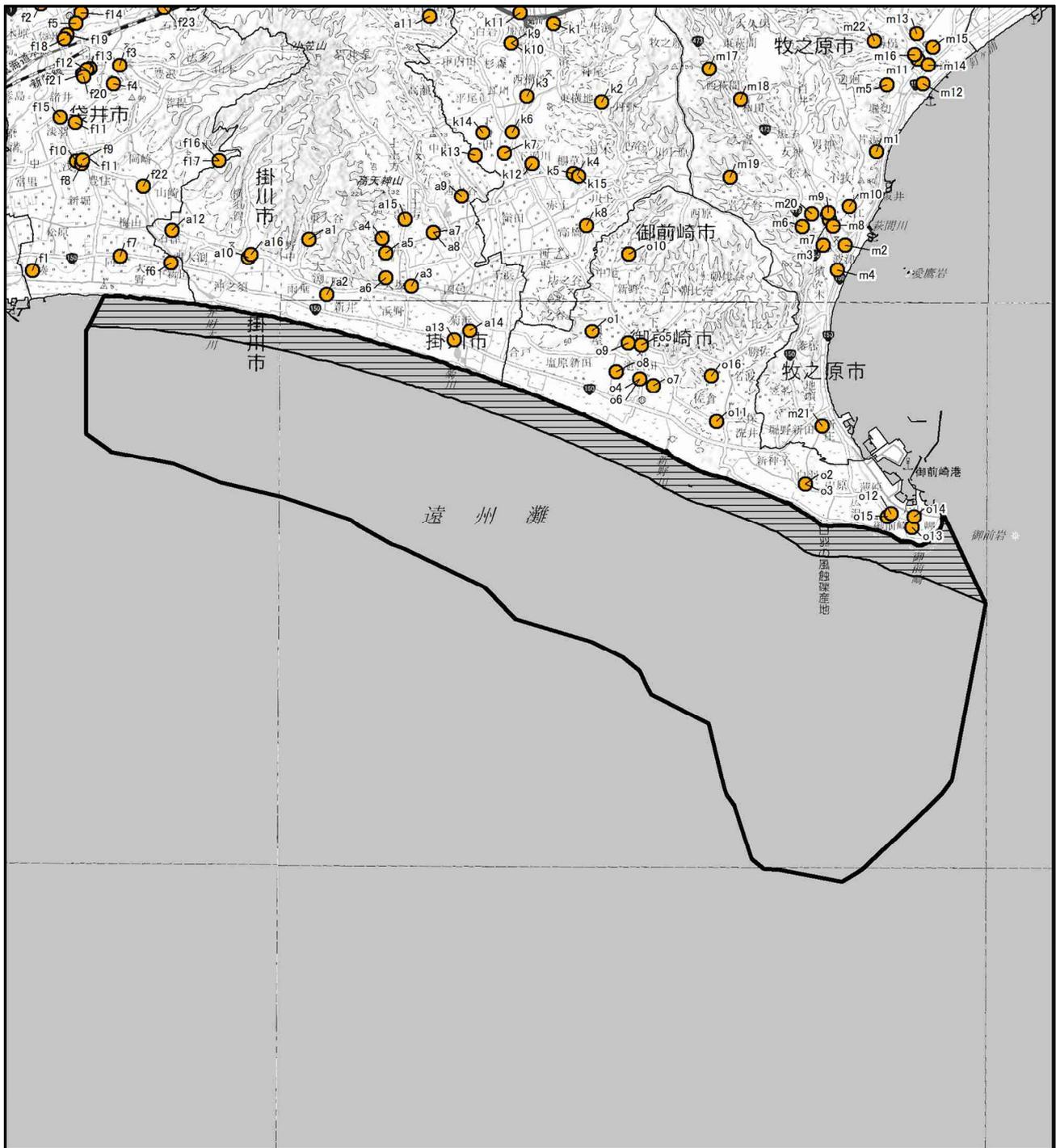


図 3.2.5-1(2)
環境配慮施設の分布状況
【図書館】

注) 図中の番号は、表 3.2.5-1(4)に対応する

資料: 「静岡県の図書館」(平成31年1月時点、静岡県立中央図書館 HP)



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 福祉施設

注) 図中の番号は、表 3.2.5-1(5)~(7)に対応する

資料: 「国土数値情報(平成27年度、福祉施設)」

(平成31年1月時点、国土交通省HP)

「養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホームの一覧表」

(平成31年1月時点、静岡県HP)

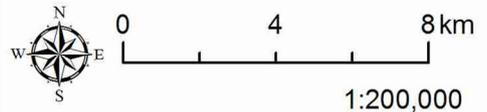
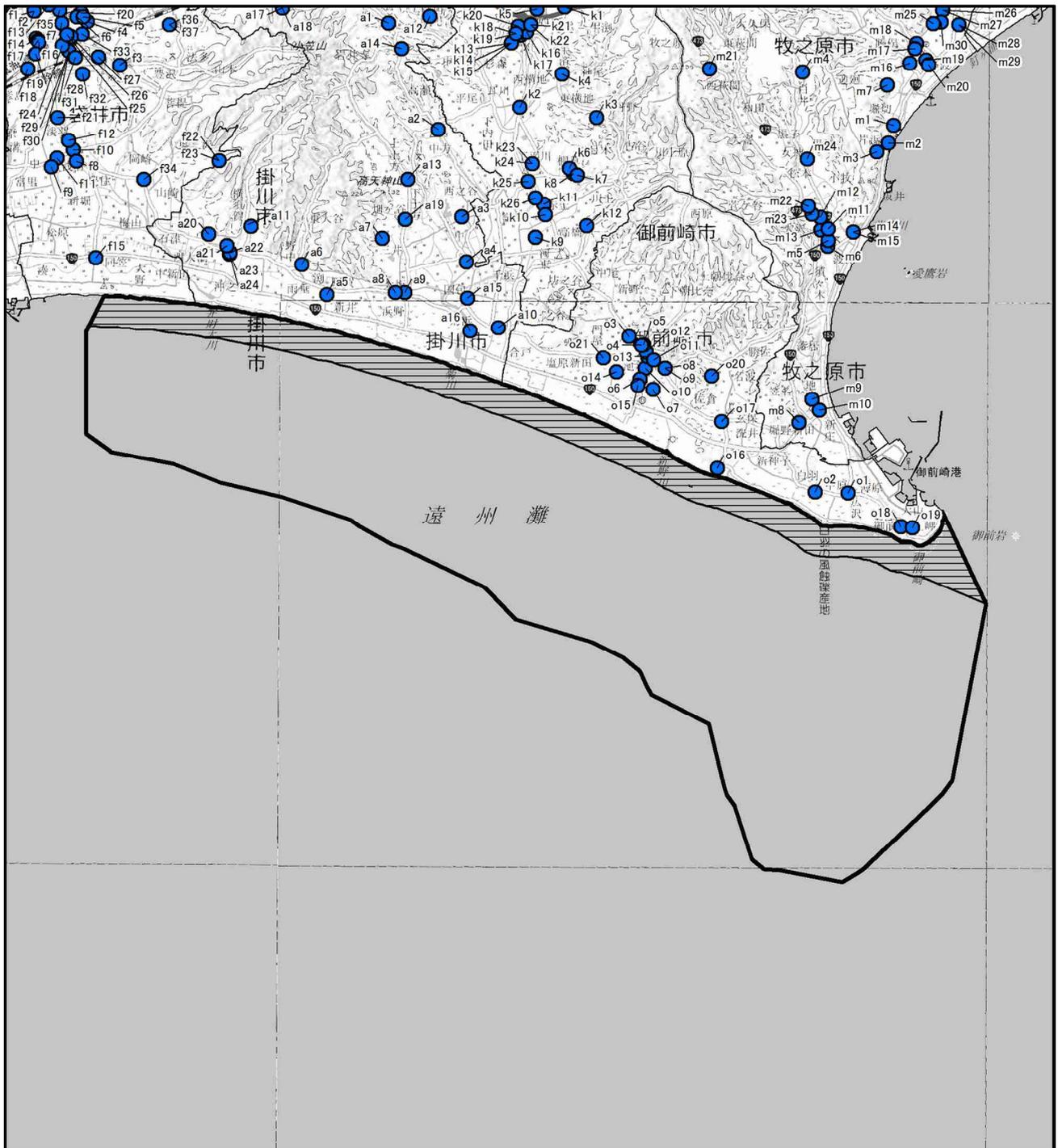
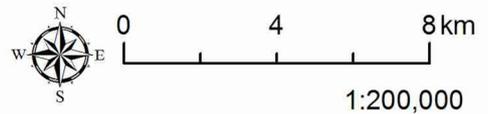


図 3.2.5-1(3)
環境配慮施設の分布状況
【福祉施設など】

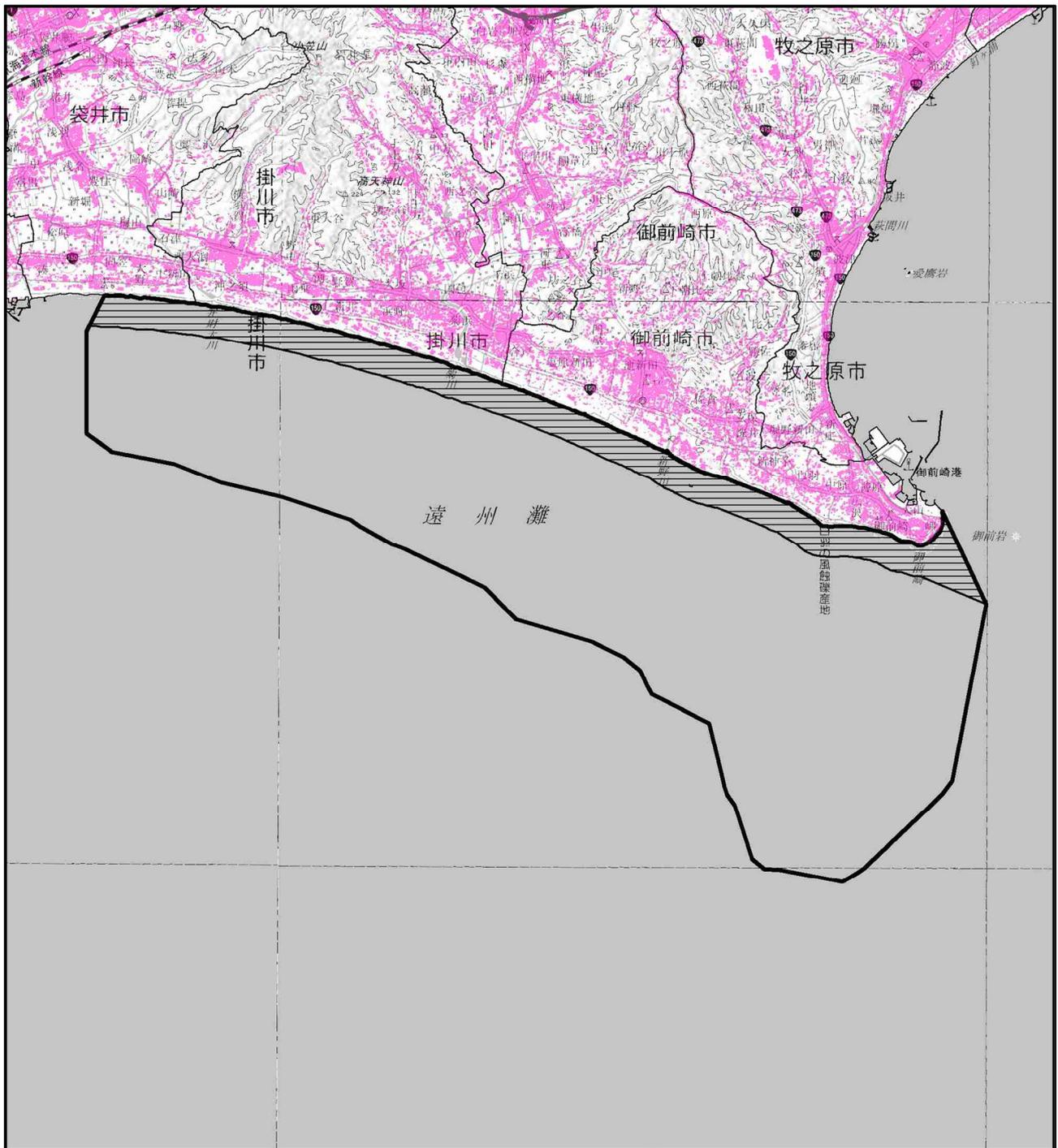


- 凡例
- 事業実施想定区域
 - 風車設置範囲外
 - 医療機関



注) 図中の番号は、表 3.2.5-1(8)~(10)に対応する
 資料: 「国土数値情報(平成26年度、医療機関)」
 (平成31年1月時点、国土交通省 HP)
 「地域から医療機関を探す」
 (平成31年1月時点、医療ネットしずおか HP)

図 3.2.5-1(4)
 環境配慮施設の分布状況
 【医療施設など】



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 住居等

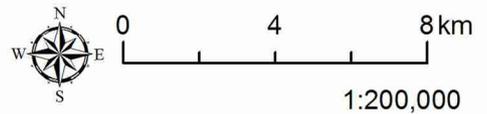


図 3.2.5-2 住宅等の配置の状況

資料：「基盤地図情報（基本項目）」（平成 31 年 1 月時点、国土地理院 HP）

3.2.6 下水道の整備状況

御前崎市、掛川市及び袋井市における下水道の整備状況を表 3.2.6-1 に示す。平成 28 年度における汚水処理人口普及率は、御前崎市では 80.0%、掛川市では 69.9%、袋井市では 73.9%である。

表 3.2.6-1 汚水処理人口普及率（平成 28 年度）

市名	下水道処理 人口普及率 (%)	農業集落排水施設 人口普及率 (%)	合併処理浄化槽 人口普及率 (%)	汚水処理 人口普及率 (%)
御前崎市	42.8	25.6	11.7	80.0
掛川市	31.8	4.3	31.1	69.9
袋井市	43.8	0.3	29.8	73.9

資料：「平成 28 年度末静岡県汚水処理人口普及率」（平成 29 年 8 月、静岡県）
「静岡県の下水道」（平成 30 年 3 月、静岡県）

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

御前崎市、掛川市及び袋井市における一般廃棄物の処理状況を表 3.2.7-1 に示す。平成 28 年度における一般廃棄物の総排出量は、御前崎市では 11,856t、掛川市では 27,550t、袋井市では 27,848t である。

表 3.2.7-1 一般廃棄物処理の状況（平成 28 年度）

市名	総排出量 (t)	直接焼却量 (t)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)
御前崎市	11,856	9,233	30.0	316
掛川市	27,550	21,834	18.9	1,034
袋井市	27,848	23,632	19.1	2,239

資料：「静岡県集計結果（ごみ処理状況）」（平成 30 年 4 月、環境省）

(2) 産業廃棄物

事業実施想定区域より概ね 50km の範囲における市町別の産業廃棄物処理施設数を表 3.2.7-2 に、分布状況を図 3.2.7-1 に示す。事業実施想定区域より概ね 50km の範囲には、中間処理施設が 313 ヶ所、最終処分場が 10 ヶ所存在する。

表 3.2.7-2 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年）

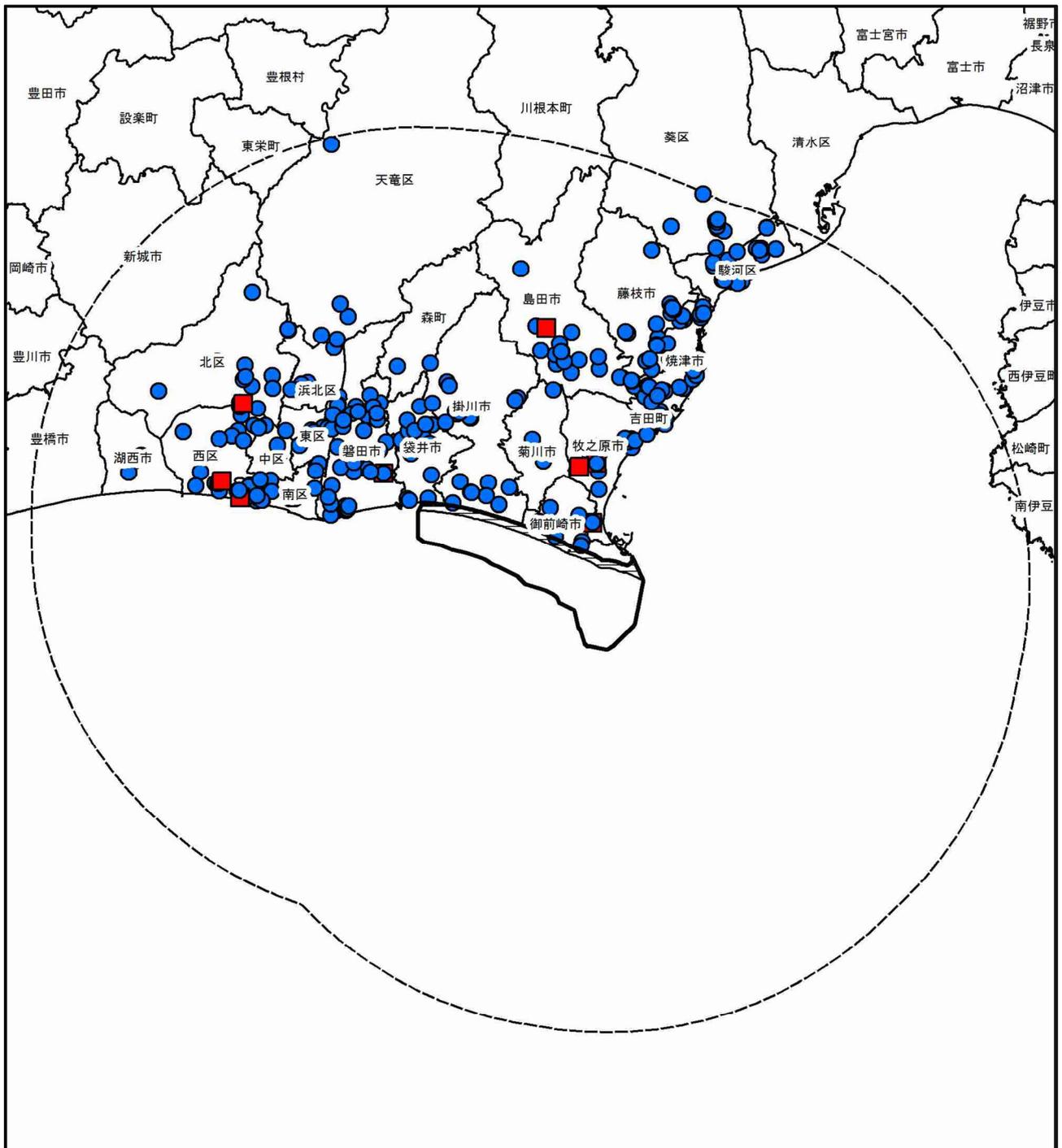
（単位：施設）

地域	種類	中間処理施設	最終処分場
静岡県	静岡市葵区	18	0
	静岡市駿河区	26	0
	藤枝市	16	0
	焼津市	21	0
	吉田町	8	0
	牧之原市 ^{注2}	13	3
	御前崎市 ^{注1}	6	0
	島田市	20	1
	菊川市 ^{注2}	2	0
	掛川市 ^{注1}	20	0
	森町	2	0
	袋井市 ^{注1}	23	0
	磐田市	32	1
	浜松市天竜区	7	0
	浜松市浜北区	11	0
	浜松市東区	13	0
	浜松市南区	19	1
	浜松市中区	10	0
	浜松市北区	15	0
	浜松市西区	27	4
湖西市	3	0	
松崎町	1	0	
合計		313	10

注 1) 事業実施想定区域及びその周囲の市

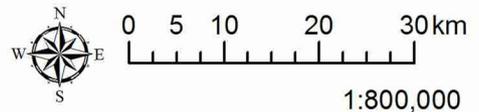
注 2) 注 1 に隣接する市

資料：「国土数値情報（平成 24 年度、産業廃棄物）」（平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 中間処理施設
- 最終処理施設
- 事業実施想定区域から50kmの範囲



1:800,000

図 3.2.7-1
産業廃棄物処理施設の分布状況

資料：「国土数値情報（平成 24 年度、産業廃棄物）」
（平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

(a) 環境基準

ア. 大気汚染

「環境基本法」に基づく大気汚染物質に係る環境基準を表 3.2.8-1 に示す。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表 3.2.8-2 に示す基準が定められている。

表 3.2.8-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」

(昭和48年 環境庁告示第25号、最終改正：平成8年環境庁告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和53年 環境庁告示第38号、最終改正：平成8年環境庁告示第74号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年 環境省告示第33号)

表 3.2.8-2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)による大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

資料：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年 環境庁告示第4号、最終改正：平成30年環境省告示第100号)

イ. 騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3.2.8-3 に示す。

ただし、道路に面する地域については、表 3.2.8-4 に示す基準値が定められている。また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として表 3.2.8-5 に示す基準値が定められている。

航空機騒音に係る環境基準を表 3.2.8-6 に、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を表 3.2.8-7 に示す。事業実施想定区域及びその周囲には該当する地域はない。

表 3.2.8-3 騒音(道路に面する地域以外)に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A	55dB 以下	45dB 以下
B		
C	60dB 以下	50dB 以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

資料：「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年 環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)

表 3.2.8-4 騒音(道路に面する地域)に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
A 地域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
備考) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

資料：「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年 環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)

表 3.2.8-5 騒音(道路に面する地域)に係る環境基準(特例)

基準値	
昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、室内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。	

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)等といい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する道路は道路端から 15m までの範囲、また、2 車線を越える車線を有する道路は道路端から 20m までの範囲をいう。

資料：「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年 環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)

表 3.2.8-6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	L_{den} 57dB 以下
II	L_{den} 62dB 以下

注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

資料：「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和 48 年 環境庁告示第 154 号、最終改正：平成 19 年環境省告示第 114 号)

表 3.2.8-7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB 以下
II	75dB 以下

注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

資料：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

(昭和 50 年 環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 12 年環境庁告示第 78 号)

ウ. 水質汚濁

「環境基本法」に基づく公共用水域と地下水に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」を表 3.2.8-8 に示す。また、「生活環境の保全に関する環境基準」を表 3.2.8-9、表 3.2.8-10(1)～(2)、表 3.2.8-11(1)～(2)及び図 3.2.8-1(1)～(2)に示す。

なお、事業実施想定区域及びその周囲に存在する河川では、菊川下流が B 類型に指定されており、海域では、太田川沖、菊川沖、新野川沖及び御前崎港中央が海域 A 類型に指定されている。また、水生生物に係る環境基準では、菊川が生物 B 類型に指定されている。

表 3.2.8-8 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準」

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 46 号)

表 3.2.8-9(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境保 全及び A 以下の欄にか かげるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・ 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及 び C 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級・農業用 水及び E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-

備考

1. 基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2.8-9(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 46 号）				

表 3.2.8-10(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・水産 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級・水産 2 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産 3 級・工業用水 1 級・農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水 2 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-
備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。						

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2.8-10(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

表 3.2.8-10(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 46 号）

表 3.2.8-11(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 1. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。 2. アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $COD(02mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$ (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml) (b)：蒸留水について行なった空試験値(ml) fNa ₂ S ₂ O ₃ ：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価						

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3.2.8-11(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備考		
1. 基準値は、日間平均値とする。		
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成31年環境省告示第46号）



凡例

事業実施想定区域

風車設置範囲外

環境基準水域類型区分(河川)

河川A

河川B

河川C

環境基準水域類型区分(海域)

海域A

資料：「静岡県の生活環境項目の類型指定状況」

(平成 30 年 4 月時点、静岡県 HP)

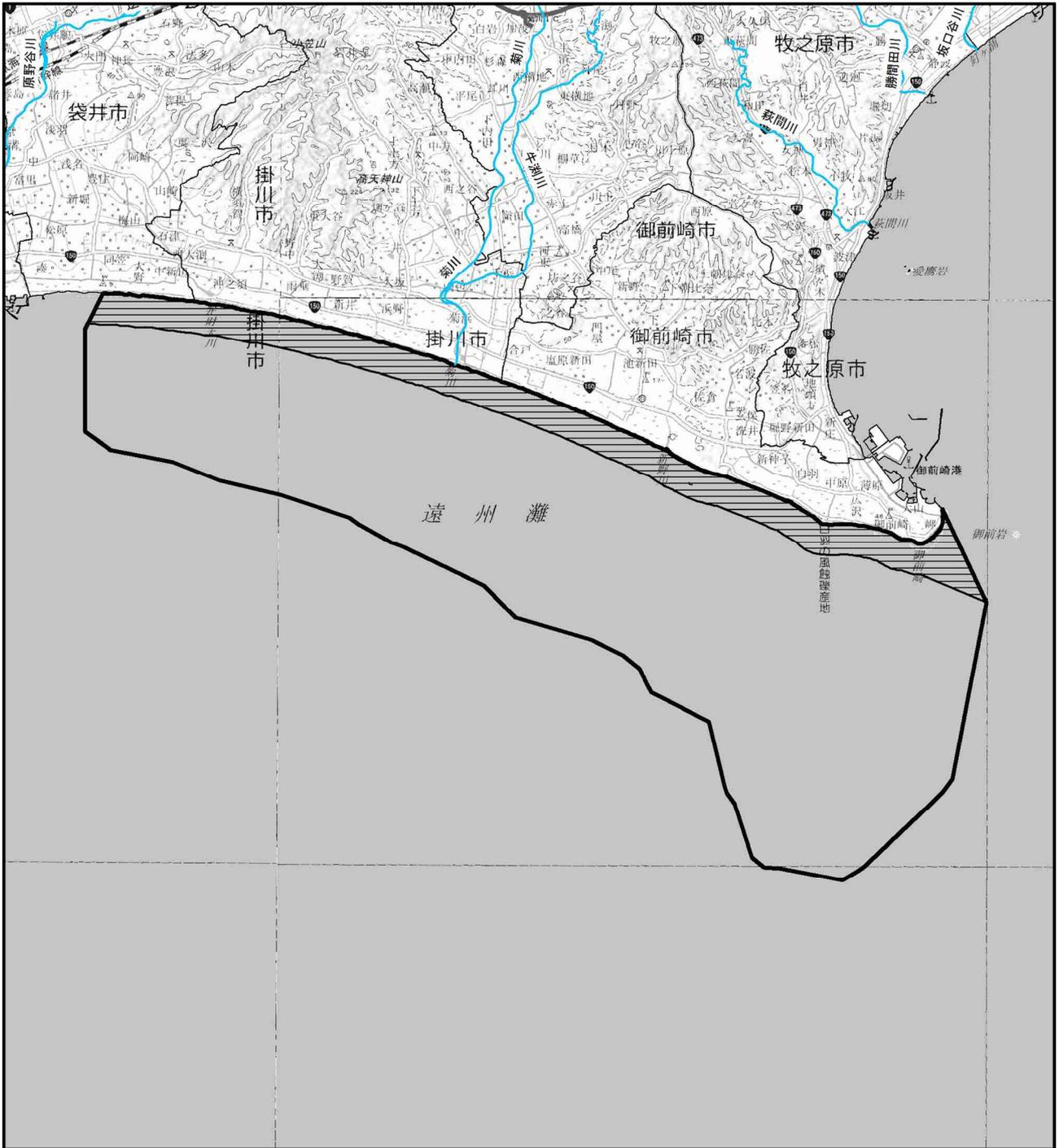


0 4 8 km

1:200,000

図 3.2.8-1 (1)

生活環境の保全に関する環境基準



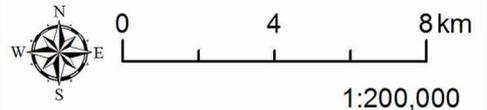
凡例

■ 事業実施想定区域

▨ 風車設置範囲外

水生生物に係る環境基準の類型

— 生物B



1:200,000

図 3.2.8-1 (2)

生活環境の保全に関する環境基準

資料：「静岡県の生活環境項目の類型指定状況」

(平成 30 年 4 月時点、静岡県 HP)

エ. 地下水

「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2.8-12 に示す。

表 3.2.8-12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成9年 環境庁告示第10号、最終改正：平成31年環境省告示第54号)

オ. 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2.8-13 に示す。

表 3.2.8-13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」

（平成 3 年 環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 48 号）

カ. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る環境基準を表 3.2.8-14 に示す。

表 3.2.8-14 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年 環境庁告示第68号、最終改正：平成21年環境省告示第11号）

(b) 規制基準

ア. 大気汚染

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設から排出されるばい煙及び揮発性有機化合物排出施設からの排出される揮発性有機化合物については、排出口における排出基準が定められ、一般粉じん発生施設については、構造に関する基準等が定められている。

また、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、同条例に定めるばい煙及び粉じん関係施設に対して規制が行われている。

なお、対象事業においては、ばい煙、揮発性有機化合物及び一般粉じん発生施設並びにばい煙関係及び粉じん関係施設を設置する計画はない。

イ. 騒音

「騒音規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められており、これらの規制基準を表 3.2.8-15～表 3.2.8-17 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲では、掛川市において「騒音規制法」に基づく規制地域が定められている。

表 3.2.8-15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8:00~18:00)	朝 (6:00~8:00) 夕 (18:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	65dB	60dB	55dB
第4種区域	工業地域	70dB	65dB	60dB

資料：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号、最終改定平成18年環境省告示第132号)

「特定工場等及び特定作業工場等において発生する騒音の規制基準」

(平成11年3月12日 静岡県規則第9号、最終改正：平成30年規則第48号)

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場において発生する騒音の規制基準の設定」(平成27年掛川市告示第97号)

表 3.2.8-16 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	85dB	
作業時間	19:00 から 7:00 の時間内でないこと	22:00 から 6:00 の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	

注) 1号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校、病院等の敷地の近傍地域おおむね80mの区域内であること。

2号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

資料：「特定建設作業騒音に係る基準」(昭和43年厚生省、建設省告示第1号、最終改正：平成12年環境庁告示16号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の規定に基づき知事が指定する区域」

(平成9年3月28日静岡県告示第344号の6、最終改正：平成30年3月30日静岡県告示第212号)

表 3.2.8-17 自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

注 1) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域 (2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

- 1 a 区域:専ら住居の用に供される区域
- 2 b 区域:主として住居の用に供される区域
- 3 c 区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

資料:「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正:平成 23 年 11 月 30 日号外環境省令第 32 号)

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令の別表の備考の規定の基づき知事が定める区域の区分」

(平成 12 年 3 月 31 日静岡県告示第 307 号、最終改正:平成 30 年 8 月 31 日静岡県告示第 591 号)

ウ. 振 動

「振動規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定工場等に関する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び自動車交通振動の要請限度が定められており、これら規制基準を表 3.2.8-18~表 3.2.8-20 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲の市町では、掛川市において「振動規制法」に基づく規制地域が定められている。

表 3.2.8-18 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分		時間の区分	昼 間 (8:00~20:00)	夜 間 (20:00~8:00)
第 1 種区域	騒音規制法に基づく第 1 種区域		60dB	55dB
	騒音規制法に基づく第 2 種区域		65dB	55dB
第 2 種区域	騒音規制法に基づく第 3 種区域		70dB	60dB
	騒音規制法に基づく第 4 種区域		70dB	65dB

注) 第 1 種区域:第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域:第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域

第 3 種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域

第 4 種区域:工業地域

資料:「特定工場等において発生する振動の規制基準」

(昭和 51 年環境庁告示 90 号、最終改正:平成 12 年環境庁告示 18 号)

「特定工場等において発生する振動の規制基準」

(平成 11 年 3 月 12 日 静岡県規則第 9 号、最終改正:平成 30 年規則第 48 号)

「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成 27 年掛川市告示第 99 号)

表 3.2.8-19 特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	1号区域	2号区域
規制種別		
基準値	75dB	
作業時間	19:00 から 7:00 の時間内でないこと	22:00 から 6:00 の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	

注) 1号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市の長が指定した区域

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
- ニ 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の近傍地域おおむね 80 メートルの区域内であること。

2号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

資料：「振動規制法施行規則」

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号)

「振動に係る特定建設作業の基準」(平成 11 年 3 月 12 日 静岡県規則第 9 号、最終改正：平成 30 年 48 号)

表 3.2.8-20 道路交通振動の要請限度

時間の区分	昼間	夜間	備考
区域の区分			
第一種区域	65dB	60dB	昼間及び夜間とは、それぞれ以下の時間の範囲内において、都道府県知事又は市長が定めた時間をいう 昼間：午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時から 午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時まで 夜間：午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時から 翌日の午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時まで
第二種区域	70dB	65dB	

注) 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資料：「振動規制法施行規則」

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号)

エ. 水質汚濁

「排水基準を定める省令」及び「水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法」に基づき、工場及び事業所からの排水に関する排水基準が定められている。排水基準の内容を表 3.2.8-21 及び表 3.2.8-22 に示す。

なお、生活環境項目に係る排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である特定事業場からの排水についてのみ適用される。対象事業については、これらが適用される施設を設置する計画はない。

表 3.2.8-21 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg Cd/L
シアン化合物		1mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg Pb/L
六価クロム化合物		0.5mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10mg B/L
	海域に排出されるもの：	230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8mg F/L
	海域に排出されるもの：	15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

資料：「排水基準を定める省令」

（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正平成30年8月28日号外環境省令第18号）

表 3.2.8-22 生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの：5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場または事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>

資料：「排水基準を定める省令」

（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：平成 30 年 8 月 28 日号外環境省令第 18 号）

オ. 土壌汚染

「土壌汚染対策法」に基づく指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準を表 3.2.8-23 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲では、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域はない。

表 3.2.8-23 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

特定有害物質		地下水等の摂取による リスク	直接摂取によるリスク	
		土壌溶出量基準 (mg/L 以下)	土壌含有量基準 (mg/kg 以下)	
揮発性有機化合物 (第一種特定有害物質)	クロロエチレン	0.002	-	
	四塩化炭素	0.002	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	
	ジクロロメタン	0.02	-	
	テトラクロロエチレン	0.01	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	
	トリクロロエチレン	0.03	-	
	ベンゼン	0.01	-	
	重金属等 (第二種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	0.01	150
六価クロム化合物		0.05	250	
シアン化合物		検出されないこと。	50 (遊離シアンとして)	
水銀及びその化合物			0.0005	15
		うちアルキル水銀	検出されないこと。	
セレン及びその化合物		0.01	150	
鉛及びその化合物		0.01	150	
砒素及びその化合物		0.01	150	
ふっ素及びその化合物		0.8	4,000	
ほう素及びその化合物	1	4,000		
+PCB 農薬等(農薬) (第三種特定有害物質)	シマジン	0.003	-	
	チウラム	0.006	-	
	チオベンガルブ	0.02	-	
	PCB	検出されないこと。	-	
	有機りん化合物	検出されないこと。	-	

資料：「土壌汚染対策法施行規則」

(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号、最終改正：平成 29 年 12 月 27 日号外環境省令第 29 号)

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂第 3 版)」

(平成 31 年 3 月環境省 水・大気環境局 土壌環境課)

(c) その他環境保全計画等

ア. 静岡県環境政策

a. <改訂版>第3次静岡県環境基本計画

「静岡県環境基本計画」は、静岡県環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、地球温暖化の進行、資源の枯渇、生物多様性の損失などの環境問題や、環境・エネルギー対策で経済を浮揚させるといった近年の社会情勢を踏まえ、平成23年3月から平成32年度までを計画期間として策定された。

その後、東日本大震災を契機としたエネルギー供給等の課題や中央新幹線等の大規模開発、PM2.5等の新たな大気汚染の顕在化など、状況が大きく変化していることから、計画期間の中間年である平成28年度に、「<改訂版>第3次静岡県環境基本計画」（平成28年3月、静岡県）として、計画期間の見直しが行われた。

計画では、県民や事業者、行政などすべての主体が「知っている」から「行動する」主体となって、環境配慮型の暮らし方や事業活動が継続し、広がることにより、環境配慮型のライフスタイルやビジネススタイルが“文化”と言えるまでに定着することで、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会に向けた取組を目指している。

具体的な施策の展開としては、「ライフスタイル・ビジネススタイルの変革」、「低炭素社会に向けた取組」、「循環型社会自然共生社会に向けた取組」、「自然共生社会に向けた取組」を掲げ、23の指標を設定して進行管理を行っている。

資料：「<改訂版>第3次静岡県環境基本計画」（平成28年3月、静岡県）

b. ふじのくにエネルギー総合戦略

「ふじのくにエネルギー総合戦略」（平成29年3月、静岡県）は、平成29年度から平成32年度を計画期間とし、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」と「静岡県エネルギー地産地消推進計画」の既存計画をベースに、地域経済の活性化につなげる具体策等に基づき策定された。

計画において目指す姿は、「エネルギーの地産地消による新しいライフスタイルの創出」及び「エネルギー産業の振興による暮らしや企業活動を支える基盤の強化」の2点であり、その達成のために、戦略の指標（地産エネルギーの導入率を14%（平成27年）から22%（平成32年）へ増加させる等）6点を掲げている。

また、「<創エネ> 地域資源の活用による多様な分散型エネルギーの導入拡大」、「<省エネ> 建築物の省エネ、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革」、「<経済活性化> 地域企業によるエネルギー関連産業への参入促進」の3点を重点取組として挙げている。

資料：「ふじのくにエネルギー総合戦略」（平成29年3月、静岡県）

c. <改訂版>ふじのくに地球温暖化対策実行計画

「<改訂版>ふじのくに地球温暖化対策実行計画」（平成 27 年 3 月、静岡県）は、平成 23 年 3 月に策定した「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の見直しを行い、平成 32 年度の温室効果ガス排出量の削減目標として、平成 17 年度比で国の 3.8%削減を上回る「20%削減」を掲げている。

重点施策として、地域における最適なエネルギー需給システムが構築された「スマートコミュニティの形成促進」をはじめ、「県民運動『ふじのくにエコチャレンジ』の拡充」、「温室効果ガス排出削減計画書制度の拡充」、「家（うち）エコ診断士等の人材育成」などを設定している。

資料：「<改訂版>ふじのくに地球温暖化対策実行計画」（平成 27 年 3 月、静岡県）

d. 第 3 次静岡県循環型社会形成計画

「第 3 次静岡県循環型社会形成計画」（平成 28 年 3 月、静岡県）は、平成 28 年度から平成 32 年度を計画期間としている。

国内有数の「ものづくり県」である静岡県は、資源の持続可能な利用を確保するとともに、環境保全と経済成長の両立する循環型社会の形成に向けた一層の取組が重要であるとしている。

また、基本方針を 3 つ掲げ、県民総参加による 2R（Reduce 発生抑制・Reuse 再利用）の推進や良質なりサイクルの促進をはじめとする「循環資源の 3R の推進」、「廃棄物適正処理の推進」、「循環型社会を担う基盤づくり」を設定している。

資料：「第 3 次静岡県循環型社会形成計画」（平成 28 年 3 月、静岡県）

e. 遠州灘沿岸海岸保全基本計画(変更)

「遠州灘沿岸海岸保全基本計画(変更)」（平成 27 年、静岡県・愛知県）は、平成 27 年 2 月の海岸法における「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」の変更を受け、従来の「遠州灘沿岸海岸保全基本計画」に防護面に関しての新たな知見や総合的な防災の考え方などに基づき策定された。

また、基本方針として、津波・高潮等から防護すべき地域や防護水準の設定をはじめとする「海岸の防護」、アカウミガメの繁殖や遠州灘の美しい海岸景観の保全等による「環境の整備と保全」、海岸利用の利便上の向上や海岸利用のルール周知徹底を図る広報等による「海岸の適正な利用」を施策として定めている。

資料：「遠州灘沿岸海岸保全基本計画(変更)」（平成 27 年 12 月、静岡県・愛知県）

イ. 御前崎市の環境政策

a. 第2次御前崎市総合計画

「第2次御前崎市総合計画」(平成28年3月、御前崎市)は、「子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎」を将来都市像に、平成28年度から平成37年度を計画期間とし、基本目標の1つである「美しい自然を次世代へ引継ぐ安全・安心なまち」を設定している。

具体的な取組として、牧之原台地から続く丘陵地帯、駿河湾や遠州灘を望む岬をはじめ、アカウミガメに代表される希少な生物など恵まれた自然環境を次世代に継承する環境整備を推進している。また、豊かな自然環境の保全政策においては、「自然特性を生かしたエネルギーの利用推進」、「自然環境の保全と環境学習の推進」、「住みよい環境衛生の整備」を挙げている。

資料:「第2次御前崎市総合計画」(平成28年3月、御前崎市)

ウ. 袋井市の環境政策

a. 第2次袋井市総合計画

「第2次袋井市総合計画」(平成28年3月、袋井市)は、平成28年度から平成37年度の10年間の市政運営、まちづくりの方向性を示しており、目指す将来像として「活力と創造で未来を先取る 日本一健康文化都市」を設定している。

政策「快適で魅力あるまちを目指します」の取組「豊かな環境の醸成と継承」では、具体的な取組として、ごみの発生抑制や資源の再利用等による「資源循環型社会の推進」、新エネルギーの導入やLEDなどの省エネルギーの積極的導入等による「地球環境保全」、公共下水道や生活排水の水質向上の啓発等による「郷土の豊かな水辺環境の保全」の3点を挙げている。

資料:「第2次袋井市総合計画」(平成28年3月、袋井市)

エ. 掛川市の環境政策

a. 第2次掛川市総合計画

「第2次掛川市総合計画」(平成28年4月、掛川市)は、平成28年度から平成37年度を計画期間とするまちづくりの新たな指針となる総合戦略書として策定され、「第1次掛川市総合計画」において「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」の将来像を継承した「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」を設定している。

重点プロジェクト「スマートコミュニティの実現」では、化石燃料に依存しない自然資源を活用した再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、風力、バイオマス及び小水力)を地産しつつ、地域で賢く使う仕組みを構築するといった取組を挙げている。

資料:「第2次掛川市総合計画」(平成28年4月、掛川市)

(2) 自然関係法令等

事業実施想定区域及びその周囲における自然関係法令等による地域指定の状況を表 3.2.8-24 に示す。

表 3.2.8-24 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象		指定等の有無				関係法令等	
		御前崎市	掛川市	袋井市	事業実施想定区域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	×	×	自然公園法、静岡県立自然公園条例
		国定公園	×	×	×	×	
		県立自然公園	○	×	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	自然環境保全法、静岡県自然環境保全条例
		自然環境保全地域	×	×	×	×	
	自然遺産		×	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例(世界遺産条約)
	緑地	緑地保全地域	×	×	×	×	都市緑地法、静岡県自然環境保全条例
		特別緑地保全地区	×	×	×	×	都市緑地法
		生産緑地地区	×	×	×	×	生産緑地法
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区	○	○	○	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)
保護水面		×	×	×	×	水産資源保護法	
指定希少野生動植物種保護地区		×	○	×	×	指定希少野生動植物種保護地区協定	
文化財保護	文化遺産		×	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)
	史跡・名勝	国指定	○	○	○	×	文化財保護法
		県指定	○	○	○	×	静岡県文化財保護条例
		市指定	○	○	○	×	御前崎市文化財保護条例 掛川市文化財保護条例 袋井市文化財保護条例
	天然記念物	国指定	○	×	×	○	文化財保護法
		県指定	○	○	○	×	静岡県文化財保護条例
		市指定	○	○	○	×	御前崎市文化財保護条例 掛川市文化財保護条例 袋井市文化財保護条例
	周知の埋蔵文化財包蔵地		○	○	○	×	文化財保護法
重要文化的景観	国指定	×	×	×	×	文化財保護法	
景観保全	歴史的風土保存地区		×	×	×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置
	景観計画区域		×	○	○	×	景観法
	景観形成重点地区		×	○	×	×	掛川市景観条例
	景観形成特定地区		×	×	○	×	袋井市景観条例
	風致地区		×	×	×	×	都市計画法
国土防災	保安林		○	○	○	×	森林法
	海岸保全区域		○	×	○	○	海岸法

(a) 自然公園の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における自然公園の概要を表 3.2.8-25 に、指定状況を図 3.2.8-2 に示す。

御前崎市には「自然公園法」に基づき、「御前崎遠州灘県立自然公園」が指定されている。

表 3.2.8-25 自然公園の指定状況

名称	関係市	指 定 年月日	再検討	点検	面積 (ha)
御前崎遠州灘 県立自然公園	御前崎市	昭和 43 年 12 月 20 日	昭和 55 年 4 月 3 日	平成 22 年 4 月 13 日	1,628.8

資料：「平成 30 年版 環境白書（詳細版）」（平成 30 年 12 月、静岡県）

(b) 自然環境保全地域の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」や「静岡県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域に指定された地域は存在しない。

(c) 自然遺産の指定状況

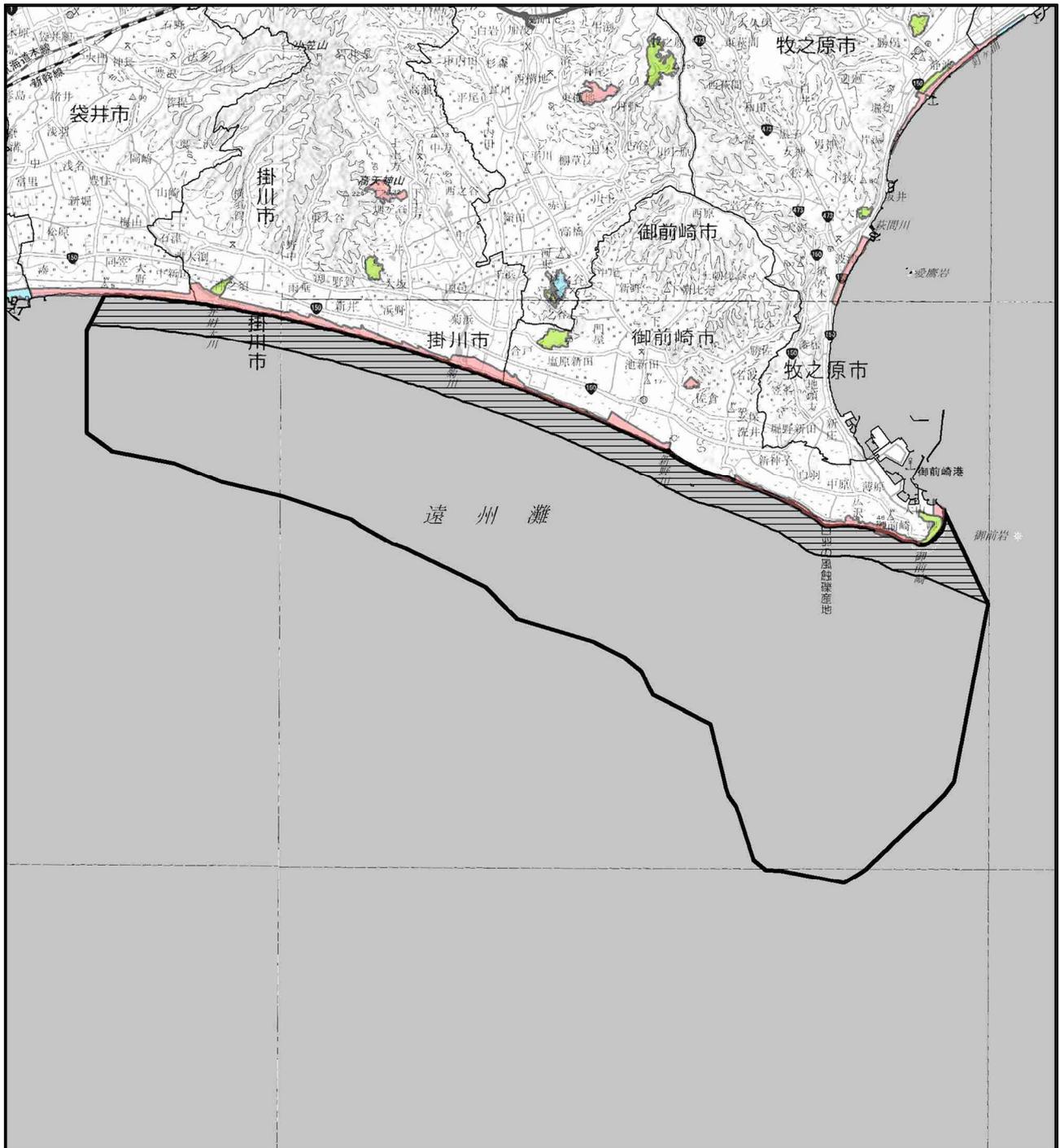
事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例（世界遺産条例）」に基づく自然遺産に指定された地域は存在しない。

(d) 緑地等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」、「静岡県自然環境保全条例」及び「生産緑地法」に基づく緑地地区等に指定された地域は存在しない。

(e) 生息地等保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区に指定された地域は存在しない。



- 凡例
- 事業実施想定区域
 - ▨ 風車設置範囲外
- 御前崎遠州灘県立自然公園
- 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 普通地域

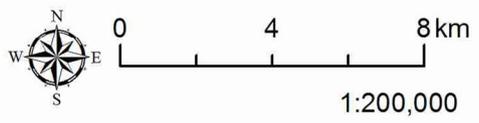


図 3.2.8-2 自然公園の指定状況

資料：「御前崎遠州灘県立自然公園区域及び公園計画図」
(平成 22 年 4 月、静岡県)

(f) 鳥獣保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区及び休猟区の指定状況を表 3.2.8-26 及び図 3.2.8-3 に示す。事業実施想定区域及びその周囲には、「遠州灘」、「池新田」、「荒沢」等の 9 件の鳥獣保護区が指定されている。

表 3.2.8-26 鳥獣保護区等の指定状況

区分	番号	名称	所在地	期限	面積 (ha)
鳥獣保護区	26	小笠山	掛川市	平成 32 年 10 月 31 日	1,574
			袋井市	平成 32 年 10 月 31 日	942
	27	佐倉	御前崎市	平成 31 年 10 月 31 日	227
	28	池新田	菊川市	平成 39 年 10 月 31 日	20
			御前崎市	平成 39 年 10 月 31 日	592
	29	荒沢	御前崎市	平成 39 年 10 月 31 日	78
	30	菅ヶ谷	牧之原市	平成 32 年 10 月 31 日	375
			菊川市	平成 32 年 10 月 31 日	5
			御前崎市	平成 32 年 10 月 31 日	0
	31	大江片浜	牧之原市	平成 37 年 10 月 31 日	794
	32	東萩間	牧之原市	平成 32 年 10 月 31 日	585
			菊川市	平成 32 年 10 月 31 日	0
	33	細江坂部	牧之原市	平成 30 年 10 月 31 日	626
			御前崎市	平成 34 年 10 月 31 日	0
	106	遠州灘	掛川市	平成 34 年 10 月 31 日	1,797
御前崎市			平成 34 年 10 月 31 日	2,168	
袋井市			平成 34 年 10 月 31 日	713	
掛川市			平成 34 年 10 月 31 日	0	

資料：「国土数値情報（平成 27 年度、鳥獣保護区）」（平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）
 「（平成 30 年度）静岡県鳥獣保護区等位置図」（平成 30 年 10 月、静岡県）

(g) 登録簿に掲げられる湿地の区域の指定状況

ラムサール登録湿地は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準（9 つの基準）に沿って、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載される。

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づき、ラムサール登録湿地に指定された湿地は存在しない。

資料：「ラムサール条約と条約湿地」（平成 31 年 1 月時点、環境省 HP）

(h) 保護水面の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「水産資源保護法」に基づく保護水面は指定されていない。

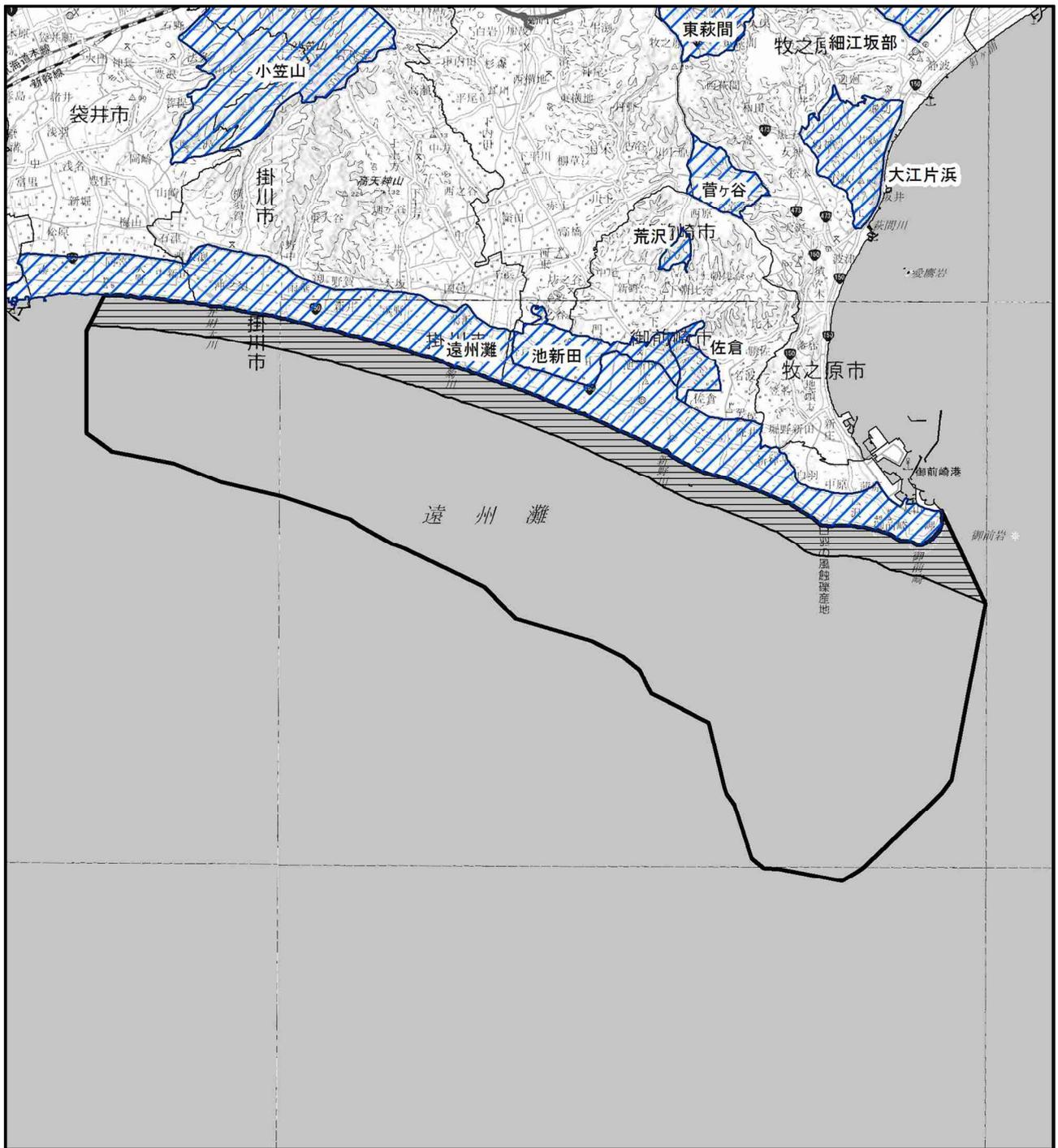
(i) 野生動植物保護地区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における野生動植物保護地区の指定状況を表 3.2.8-27 に示す。
掛川市に、「掛川市自然環境の保全に関する条例」に基づき指定された「指定希少野生動植物種板沢保護地区」が存在する。

表 3.2.8-27 野生動植物保護区の指定状況

対象	現況	位置及び面積	保護地区指定における効果
スジヒトツバ 生育地	谷間の湿度の高い岩壁に着生して群落をつくって生育する。	小笠山の一部 (5.25ha)	指定されたスジヒトツバの生育地の保全には、適度な湿度と温度が必要であり、北限である小笠山では、深い谷の地形が必要不可欠である。 この地形が維持されることにより、保護種の良い育成を確保することが出来る。

資料：「指定希少野生動植物種板沢保護地区の指定について」（平成 31 年 1 月時点、掛川市 HP）



- 凡例
- 事業実施想定区域
 - 風車設置範囲外
- 県指定
- 鳥獣保護区

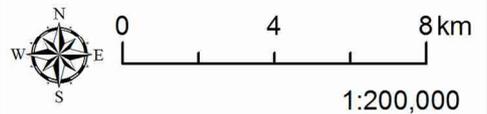


図 3.2.8-3
鳥獣保護区の指定状況

資料：「静岡県鳥獣保護区等位置図」（平成 30 年 10 月、静岡県）

(j) 文化遺産の指定状況

御前崎市、掛川市及び袋井市には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく文化遺産は存在しない。

(k) 史跡・名勝・天然記念物などの指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における「文化財保護法」、または静岡県、御前崎市、掛川市、袋井市、菊川市及び牧之原市の「文化財保護条例」により指定された史跡・天然記念物などの状況を表 3.2.8-28(1)～(3)及び図 3.2.8-4 に示す。事業実施想定区域には、国指定の天然記念物「御前崎のウミガメ及びその産卵地」及び「白羽の風蝕礫産地」が存在する。

また、事業実施想定区域及びその周囲には、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3.2.8-28(1) 事業実施想定区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物など

No.	市	種別	指定別	名称	所在地	指定年月日		
f1	袋井市	史跡	県	大門大塚古墳 附出土遺物一括(189点)	袋井市高尾字大門 776-1	平成 5 年 3 月 26 日		
f2				大野命山・中新田命山 2 基 (大野命山: 664 m ² 、中新田命山: 931 m ²)	袋井市大野、中新田 3435、262	平成 19 年 3 月 20 日		
f3		建造物	市	白山権現社	袋井市高尾 222	昭和 51 年 9 月 21 日		
f4				旧澤野医院	袋井市川井 444-1	平成 11 年 4 月 23 日		
f5				尊永寺黒門	袋井市豊沢 2777	平成 1 年 4 月 1 日		
f6		史跡	市	十二所居館跡	袋井市諸井 452-20	平成 10 年 1 月 27 日		
f7				古新田遺跡	袋井市浅羽 2641-1	平成 17 年 1 月 28 日		
f8				馬伏塚城跡	袋井市浅名 1156	昭和 55 年 11 月 3 日		
f9				小笠原氏清供養塔	袋井市浅名 1342	平成 17 年 1 月 28 日		
f10				浅羽佐喜太郎記念碑	袋井市梅山 131	平成 10 年 7 月 31 日		
f11				万松院の切支丹灯籠	袋井市梅山 468-1	昭和 56 年 11 月 3 日		
f12				天然記念物	市	大頭龍神社のマキ	袋井市広岡 571	昭和 52 年 1 月 12 日
f13						マキの木	袋井市松原	昭和 60 年 11 月 3 日
f14		イマメの木	袋井市松原			昭和 60 年 11 月 3 日		
f15				梅山八幡神社の森	袋井市梅山 181	昭和 60 年 11 月 3 日		
a1	掛川市	史跡	国	横須賀城跡	掛川市山崎字外堀 1-1	昭和 56 年 5 月 8 日		
a2				高天神城跡	掛川市上土方嶺向字鶴翁山 3136	昭和 50 年 10 月 16 日 (追加平成 19 年 2 月 6 日)		
a3		建造物	県	三熊野神社本殿	掛川市	平成 8 年 11 月 18 日		
a4				赤山神社本殿 1 棟 附天保 3 年棟札 2 枚、再造営諸入用並びに奉納覚墨書銘板 1 枚	掛川市海戸 1	平成 10 年 3 月 17 日		
a5				窓泉寺山門 1 棟 附棟札	掛川市西大淵 5532	昭和 55 年 3 月 21 日		
a6		史跡	市	撰要寺墓塔群	掛川市山崎 1305	昭和 58 年 9 月 27 日		
a7				本勝寺ナギ・マキの門	掛川市川久保 8	昭和 49 年 4 月 18 日		
a8		天然記念物	市	中新井池のオニバス	掛川市大淵 2816	昭和 58 年 2 月 25 日		
a9				横須賀町番所	掛川市横須賀 932-1	昭和 55 年 4 月 1 日		
a10		建造物	市	吉岡彌生移築生家	掛川市下土方 475-1、475-3	平成 16 年 4 月 8 日		
a11				撰要寺不開門	掛川市山崎 1305	昭和 48 年 3 月 28 日		
a12				本源寺山門	掛川市西大淵 5431	昭和 48 年 3 月 28 日		
a13				普門寺弁天堂	掛川市西大淵 6429	平成 10 年 11 月 27 日		
a14				八所神社旧社殿	掛川市西大淵 6429	平成 10 年 11 月 27 日		
a15				貞永寺本堂	掛川市大坂 3706-1	平成 17 年 2 月 4 日		

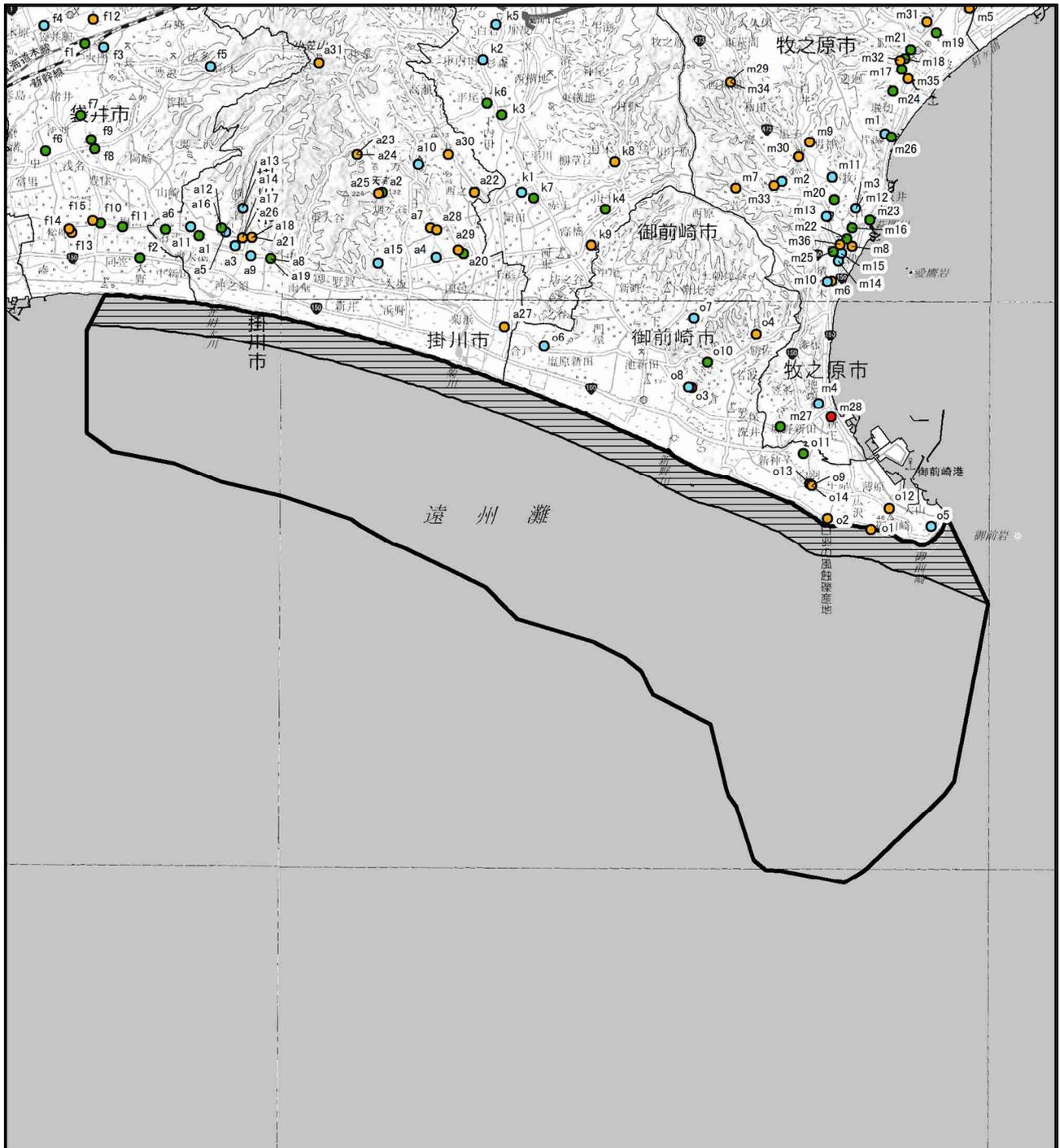
表 3.2.8-28(2) 事業実施想定区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物など

No.	市	種別	指定別	名称	所在地	指定年月日	
a16	掛川市	史跡	市	城主井上氏の墓塔一括	掛川市西大淵 5431	昭和 48 年 3 月 28 日	
a17				城主西尾氏の墓塔一括	掛川市西大淵 5654	昭和 48 年 3 月 28 日	
a18				十内塚	掛川市西大淵地内	昭和 48 年 3 月 28 日	
a19				晴明塚	掛川市大淵 3901-2	昭和 53 年 11 月 29 日	
a20				刀工高天神兼明屋敷跡	掛川市中 4171	昭和 50 年 8 月 15 日	
a21		天然記念物		西大淵大松	掛川市	昭和 48 年 3 月 28 日	
a22				興禅庵マキの自然門	掛川市岩滑 1801	昭和 50 年 8 月 15 日	
a23				今瀧寺イヌマキ 2 本	掛川市今瀧字円蔵坊 213	平成 2 年 4 月 6 日	
a24				今瀧寺ソテツ 2 本	掛川市今瀧字円蔵坊 213	平成 2 年 4 月 6 日	
a25				高天神追手門跡スギ	掛川市上土方嶺向字鶴翁山 3136	平成 2 年 4 月 6 日	
a26				如意庵のソテツ	掛川市西大淵 5654	平成 16 年 1 月 28 日	
a27				永福寺イヌマキ	掛川市千浜 6144-1	平成 3 年 5 月 13 日	
a28				本勝寺カヤ 2 本	掛川市川久保 1169	平成 3 年 5 月 13 日	
a29				満勝寺イチョウ	掛川市中 3529-1	平成 2 年 4 月 6 日	
a30				春日神社クスノキ	掛川市中方字宮後 2155-1	平成 2 年 4 月 6 日	
a31				小笠神社参道スギ	掛川市入山瀬字小笠山 852	平成 2 年 4 月 6 日	
k1	菊川市	建造物	国	黒田家住宅	菊川市	昭和 48 年 6 月 2 日 (追加平成 5 年 4 月 20 日)	
k2				応声教院山門	菊川市中内田 915	昭和 29 年 9 月 17 日	
k3		史跡		菊川城館遺跡群高田大屋敷遺跡横地氏城館跡	菊川市	平成 16 年 9 月 30 日	
k4				史跡	舟久保古墳	菊川市	昭和 52 年 3 月 18 日
k5		建造物		市	大頭龍神社の鳥居	菊川市加茂 947-1	昭和 35 年 2 月 23 日
k6		史跡			平尾八幡宮奉遷時建立大鳥居の礎石	菊川市	昭和 59 年 3 月 26 日
k7					朝日神社古墳	菊川市	平成 9 年 10 月 4 日
k8		天然記念物			善勝寺楠	菊川市	昭和 47 年 8 月 1 日
k9					熊野神社なぎ	菊川市	昭和 53 年 6 月 7 日
o1	御前崎市	天然記念物	国		御前崎のウミガメ及びその産卵地	御前崎市御前崎	昭和 55 年 3 月 6 日
o2					白羽の風蝕礫産地	御前崎市白羽	昭和 18 年 8 月 24 日 (名称変更昭和 32 年 7 月 31 日)
o3		名勝		桜ヶ池	御前崎市佐倉 5162	昭和 29 年 1 月 30 日	
o4		天然記念物		比木賀茂神社社叢	御前崎市比木字清水 2814-1	平成 9 年 3 月 17 日	
o5	建造物	市	市	駒形神社本殿	御前崎市	昭和 44 年 6 月 25 日	
o6				高松神社本殿	御前崎市	平成 19 年 9 月 25 日	
o7				旧妙音庵薬師堂 附 薬師三尊・十二神将	御前崎市下朝比奈 1739	昭和 62 年 10 月 28 日	
o8				池宮神社本殿	御前崎市佐倉 5162	平成 2 年 5 月 17 日	
o9				白羽神社本殿	御前崎市白羽 3511	昭和 44 年 6 月 25 日	
o10				史跡	薩田ヶ谷横穴群	御前崎市宮内 1047-18	昭和 53 年 9 月 4 日
o11	星の糞遺跡 (823 m ²)		御前崎市白羽 2179-1 2180-1 2182		昭和 44 年 6 月 25 日		
o12	天然記念物		いちょうの木	御前崎市御前崎 4434	昭和 48 年 10 月 18 日		
o13			イスノキ群生林	御前崎市白羽 3454-6	平成 3 年 11 月 20 日		
o14			マキの木	御前崎市白羽 3511	平成 6 年 1 月 31 日		

表 3.2.8-28(3) 事業実施想定区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物など

No.	市	種別	指定別	名称	所在地	指定年月日
m1	牧之原市	建造物	国	大鐘家住宅（静岡県牧之原市片浜）主屋・長屋門	牧之原市片浜 1032	昭和 48 年 6 月 2 日
m2		建造物	県	西山寺本堂 1 棟 附棟札 1 枚	牧之原市西山寺 50	昭和 42 年 10 月 11 日
m3				平田寺宝塔	牧之原市大江 459	昭和 45 年 6 月 2 日
m4				釣月院本堂	牧之原市地頭方 868	昭和 45 年 6 月 2 日
m5				掉月庵の夫婦榎（こぶまき）	牧之原市細江 1800	昭和 31 年 1 月 7 日
m6		天然記念物	県	善明院のイスノキ・クロガネモチ合着樹一本	牧之原市須々木 341	昭和 30 年 4 月 19 日
m7				相良油田油井	牧之原市菅ヶ谷 2861-1	昭和 55 年 11 月 28 日
m8				相良の根上り松	牧之原市相良 262-3、福岡 59-1	昭和 29 年 1 月 30 日
m9				天神山男神石灰岩	牧之原市男神字市坂 651-1	昭和 56 年 3 月 16 日
m10		建造物	市	鹿島神社本殿	牧之原市須々木 468	昭和 46 年 3 月 31 日
m11				八幡宮本殿	牧之原市大江 1606	昭和 56 年 7 月 23 日
m12				平田寺本堂	牧之原市大江 459	昭和 56 年 7 月 23 日
m13				若一王子神社本殿	牧之原市大沢 405	昭和 41 年 9 月 20 日
m14				天満宮厨子	牧之原市波津 1000-1	昭和 56 年 7 月 23 日
m15				大澤寺本堂	牧之原市波津 808-5	昭和 41 年 9 月 20 日
m16				本多忠通侯の墓	牧之原市	昭和 41 年 9 月 20 日
m17				白鬚遺跡	牧之原市	昭和 41 年 2 月 1 日
m18				三丁目の道標	牧之原市	昭和 44 年 12 月 1 日
m19				妙昌寺の経塚	牧之原市細江 854-1	昭和 41 年 2 月 1 日
m20		史跡	市	日本最初の石油機械掘り成功井跡	牧之原市菅ヶ谷 3276-5	平成 13 年 7 月 25 日
m21				徳本上人名号碑	牧之原市静波 577	昭和 52 年 11 月 25 日
m22				仙台河岸	牧之原市相良 313	昭和 41 年 9 月 20 日
m23				小島蕉園先生の墓	牧之原市大江 639	昭和 41 年 9 月 20 日
m24				勝間田氏の墓	牧之原市道場 68	昭和 41 年 2 月 1 日
m25				本多忠晴侯の墓	牧之原市波津 1490-1	昭和 41 年 9 月 20 日
m26				滝塚城跡	牧之原市片浜 2210	昭和 41 年 9 月 20 日
m27				鈴木梅太郎博士の墓	牧之原市堀野新田 528-1	昭和 41 年 9 月 20 日
m28				板屋庭園	牧之原市	昭和 47 年 7 月 12 日
m29				大興寺の無縫塔	牧之原市西萩間 426	昭和 41 年 9 月 20 日
m30		天然記念物	市	ヨコグラの木	牧之原市	平成 2 年 1 月 22 日
m31				円成寺のクスノキ	牧之原市細江 4620-1	平成 6 年 4 月 20 日
m32				成願寺のカヤ	牧之原市勝俣 2361	昭和 41 年 2 月 1 日
m33				トキワガキ（随林寺）	牧之原市菅ヶ谷 3701	昭和 41 年 9 月 20 日
m34				シホウチク（大興寺）	牧之原市西萩間 426	昭和 47 年 7 月 12 日
m35				東光寺のフジ	牧之原市静波 2589-1	昭和 60 年 5 月 1 日
m36				相良城二の丸のマツ	牧之原市波津 1643	昭和 51 年 12 月 8 日

資料:「ふじのくに文化財マップ」(平成 25 年、静岡県)



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 建造物
- 史跡
- 名勝
- 天然記念物

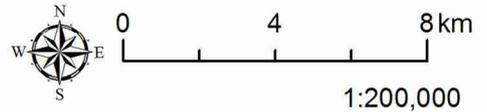


図 3.2.8-4 史跡・名勝・天然記念物の分布状況

注) 図中の番号は表 3.2.8-28 に対応する。
資料: 「ふじのくに文化財マップ」(平成 25 年、静岡県)

(l) 重要文化的景観の指定状況

御前崎市、掛川市及び袋井市には、「文化財保護法」に基づき指定された重要文化的景観は存在しない。

(m) 景観法にかかる指定状況

掛川市及び袋井市は、「景観法」に基づく景観行政団体であり、袋井市では市全域を景観計画区域の対象としている。

静岡県では、景観法に基づき、平成 17 年度に「新静岡県景観形成ガイドプラン」（平成 18 年 3 月、静岡県）、その後「ふじのくに景観形成計画」（平成 29 年 3 月、静岡県）を策定している。計画の中で「駿河湾・遠州灘の景観の保全・形成」や広域景観として牧之原台地における「大井川流域・牧之原大茶園」について景観形成方針が掲げられている。御前崎市では、「御前崎市環境基本計画【中間見直し】」（平成 27 年 3 月、御前崎市）において、大茶園を有する牧之原台地や浜岡砂丘を有する海岸部の景観に関する取組を掲げている。掛川市では、「掛川市景観計画」（平成 22 年 10 月、掛川市）において、太田川水系や菊川水系の河川と御前崎遠州灘県立自然公園を含む地域に海岸・河川景観ゾーンを設定し、景観形成方針等を定めている。袋井市では、「袋井市景観計画」（平成 29 年 3 月、袋井市）において、水辺景観ゾーンを設定し、浅羽海岸の保全と育成を掲げている。

(n) 風致地区の指定状況

「都市計画法」では、都市の風致を維持するため、風致地区内における建築物の建築等の行為に対して、市町村長等の許可を受けなければならないものとしている。御前崎市、掛川市及び袋井市には、「都市計画法」に基づく風致地区に指定されている地域はない。

(o) 保安林の指定状況

「森林法」では、その森林の保全と適切な施業の確保を図ることによって、森林の有する公益的な機能を高度に発揮させることを目的として、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等森林の有する公益的な機能を発揮させる必要のある特定の森林を「保安林」として指定している。

事業実施想定区域及びその周囲における保安林の指定状況を図 3.2.8-5 に示す。事業実施想定区域には、保安林は指定されていない。

(p) 海岸保全区域の指定状況

「海岸法」では、海水または地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的として、堤防、突堤、護岸等の海水の侵入または海水による侵食を防止するための海岸保全施設の設置及び管理が必要な場合に、防護すべき海岸に係る一定の区域を「海岸保全区域」として指定している。

事業実施想定区域及びその周囲における海岸保全区域の指定状況を表 3.2.8-29 及び図 3.2.8-6 に示す。事業実施想定区域には、「浅羽海岸浅羽地区」、「大須賀海岸大須賀地区」、「大浜海岸大浜地区」、「浜岡海岸」、「御前崎海岸御前崎白羽地区」の5箇所が指定されている。

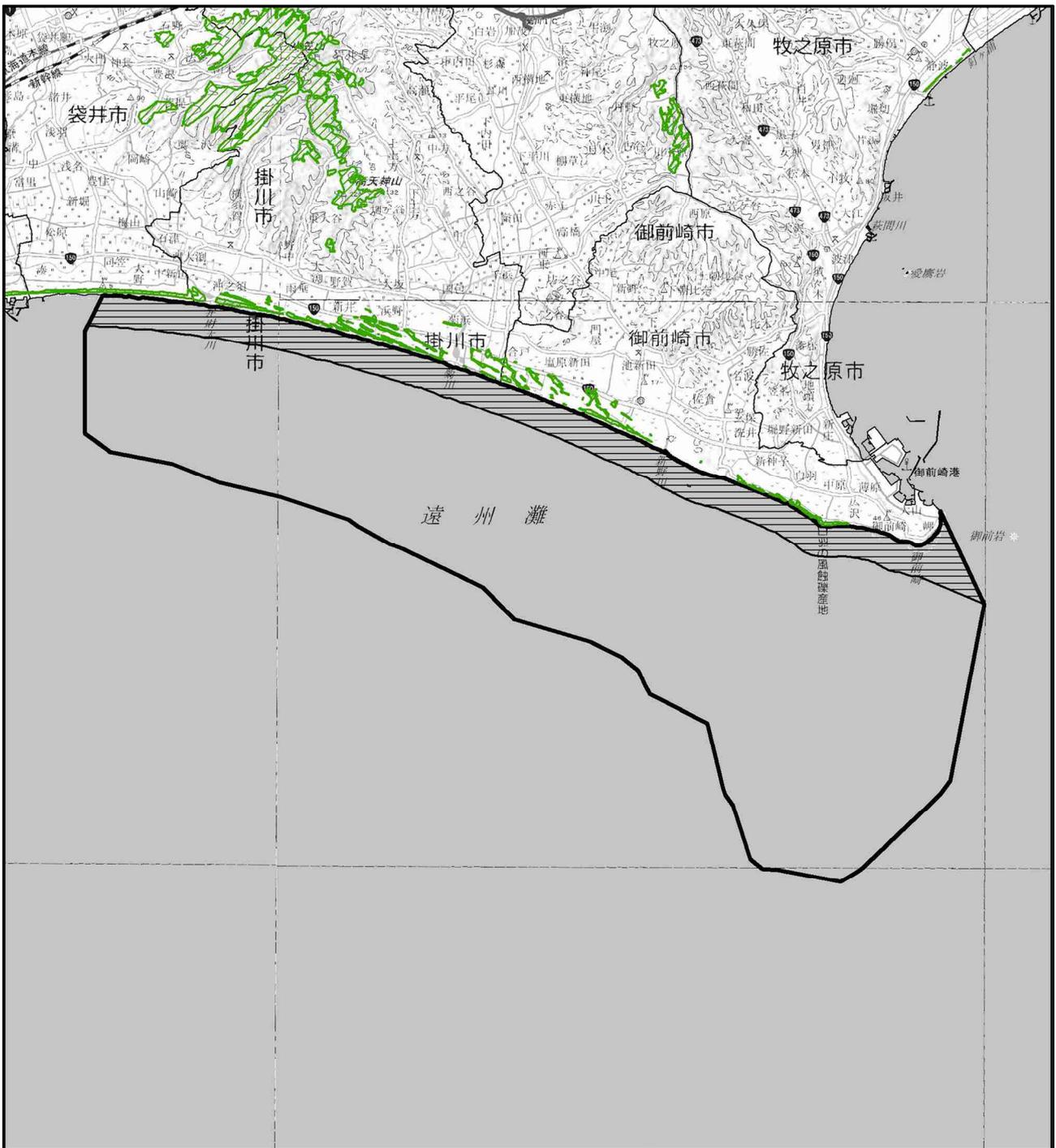
表 3.2.8-29 海岸保全区域の指定状況

名称	所管	市町名
福田漁港海岸合戸地区	港湾局	袋井市・磐田市
浅羽海岸浅羽地区	水管理・国土保全局	掛川市・袋井市
大須賀海岸大須賀地区	水管理・国土保全局	掛川市
大浜海岸大浜地区	水管理・国土保全局	掛川市
浜岡海岸	水管理・国土保全局	掛川市
御前崎海岸御前崎白羽地区	水管理・国土保全局	御前崎市
御前崎港海岸御前崎下岬	港湾局	牧之原市・御前崎市
相良新庄海岸新庄地区	水管理・国土保全局	牧之原市・御前崎市
地頭方漁港海岸新庄地区	水産庁	牧之原市
相良須々木海岸須々木地区	水管理・国土保全局	牧之原市
相良港海岸須々木地区	港湾局	牧之原市
相良港海岸相良地区	港湾局	牧之原市
相良港海岸片浜地区	港湾局	牧之原市
相良片浜海岸片浜地区	水管理・国土保全局	牧之原市
榛原海岸鹿島地区	港湾局	牧之原市
榛原港海岸静波地区	港湾局	牧之原市
直轄駿河海岸（榛原）	水管理・国土保全局	牧之原市
直轄駿河海岸（住吉）	水管理・国土保全局	牧之原市・吉田町

資料：「遠州灘沿岸海岸保全基本計画計画（変更案）」（平成 27 年 12 月、静岡県・愛知県）

「駿河湾沿岸海岸保全基本計画計画」（平成 27 年 12 月、静岡県）

「国土数値情報（平成 24 年度、海岸保全施設）」（平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 保安林

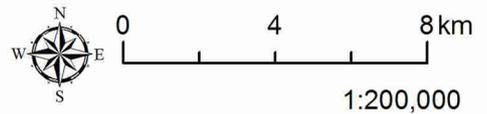
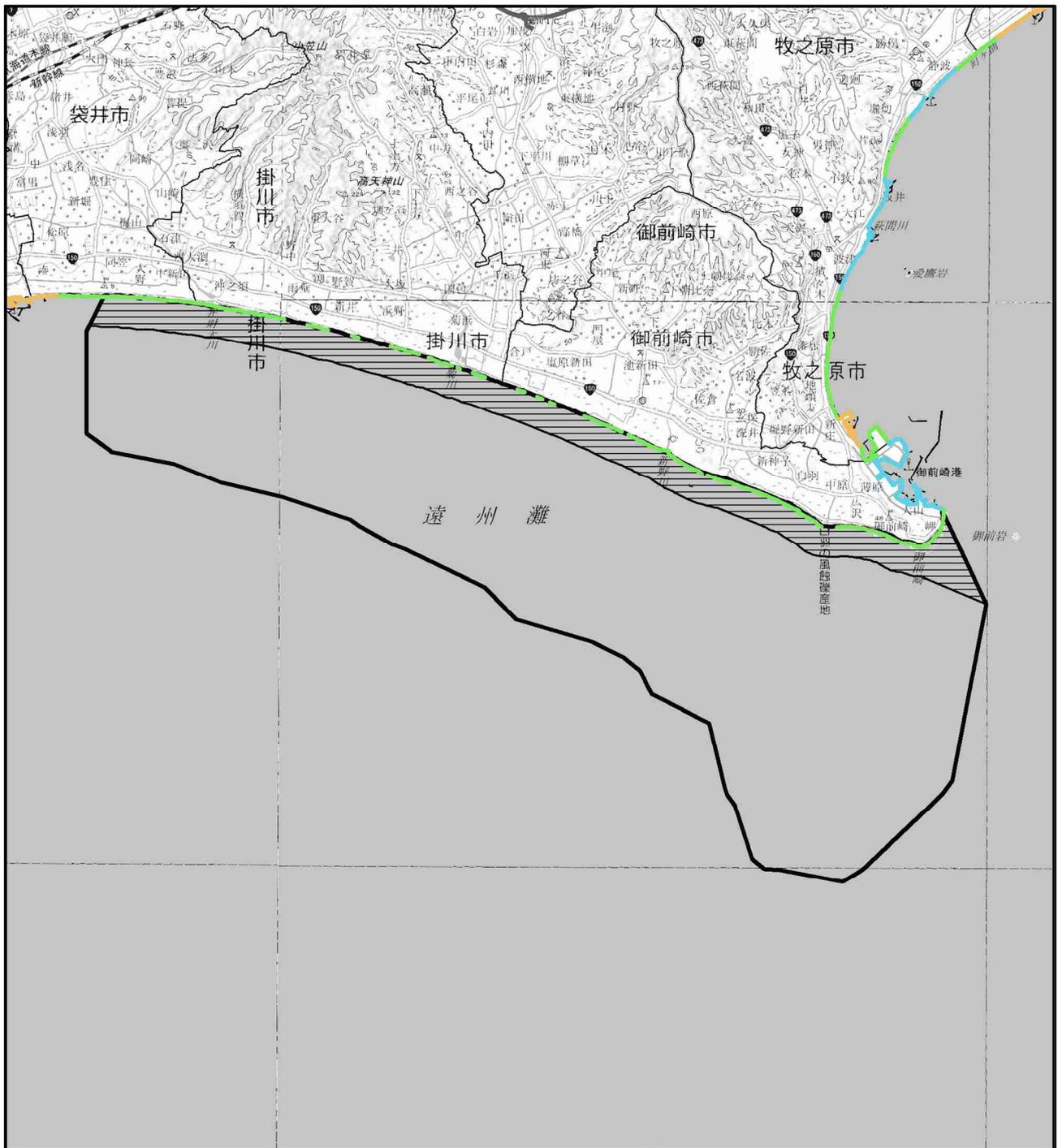


図 3.2.8-5 保安林の状況

資料：「国土数値情報（平成 27 年度、森林地域）」
 （平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）



凡例

- 事業実施想定区域
- 風車設置範囲外
- 水産庁
- 水管理・国土保全局
- 港湾局



0 4 8 km
1:200,000

図 3.2.8-6 海岸保全区域の状況

資料：「国土数値情報（平成 24 年度、海岸保全施設）」
（平成 31 年 1 月時点、国土交通省 HP）

(空白)